

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第9号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（
平成20年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が運動施設の管理上特に必要があると認
めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第16条第2項中「各総合支所総務課長」を「各総合支所地域振興課長」に、
「スポーツ・文化振興室スポーツ振興課長」を「スポーツ文化振興部スポーツ
振興課長」に改める。

別表体育館の項中

津市白山体育館	午前8時30分から午後10時まで
津市白山家城体育館	1 午前8時30分から午後10時までの間において市長が定める時間とする。 2 当該体育館を使用できる期間は、1月4日から12月28日までの間において市長が定める期間とする。
津市白山川口体育館	

を

】

津市白山体育館	午前8時30分から午後10時まで
---------	------------------

に改め、

同表プールの項中

津市白山家城プール	1 午前10時から午後3時まで（専用で使用する場合に限る。） 2 当該プールの使用期間は、7月20日から8月31日までの間において市長が定める期間とする。
津市白山八ツ山プール	
津市白山川口プール	

を

】

津市白山川口プール	1 午前10時から午後3時まで（専用で使用する場合に限る。） 2 当該プールの使用期間は、7月20日から8月31日までの間において市長が定める期間とする。
-----------	--

に改め、

同表弓道場の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第10号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「同条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に、「三重短期大学事務局次長」を「三重短期大学事務局大学総務課長」に改める。

第6条第2項第1号中「三重短期大学事務局次長」を「三重短期大学事務局大学総務課長」に、「総合支所総務課長」を「総合支所地域振興課長」に改め、同項第3号中「総合支所総務課長」を「総合支所地域振興課長」に改める。

別表契約事務代行物品表の表1 物品の購入及び修理の項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「各総合支所総務課」を「各総合支所地域振興課」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「総合支所総務課長」を「総合支所地域振興課長」に、「もの」を「物品」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 1品目又は1件の予定価格が調達契約課長の定める額未満の物品

別表契約事務代行物品表の表2 物品の購入の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表3 物品の修理の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第11号

津市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則

津市消防職員の服制に関する規則（平成18年津市規則第222号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（着用期間等）」に改め、同条第1項中「着用期間」を「着用期間等」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 雨衣 降雨、降雪等のとき。

(4) 活動服、救助服、救急服及びアポロキャップ 各種消防防災活動、訓練
その他所属長がその着用を承認したとき。

第3条第1項5号から第7号までを削り、同条第3項中「消防長は、消防職員が広報活動又は消防機械器具の整備その他特殊な業務に従事するため」を「消防長が業務上」に改め、「ときは、」の次に「消防職員に」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第12号

津市危険物規制規則の一部を改正する規則

津市危険物規制規則（平成18年津市規則第230号）の一部を次のように改正する。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第6条関係）

承 認 書
津消指令（記号番号）
年 月 日

住 所
氏 名 様

津市長（氏名）印

消防法第11条第5項ただし書の規定により、 年 月 日付け
で申請のあった危険物 の仮使用を承認します。

承認番号 第 号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第13号

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

津市消防本部の組織に関する規則（平成18年津市規則第217号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「人事研修担当 経理担当 企画広報担当」を「総務担当 消防団担当 経理担当」に、「設備担当 指導担当」を「設備指導担当」に、「消防救急課」を「消防課」に、「救急救助担当 消防団担当 装備担当」を「救助担当」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 課の事務のうち、特定の事務を分掌させるため、次に掲げる室及び担当を設置する。

(1) 消防総務課

企画調整室 企画調整担当

(2) 消防課

救急対策室 救急救命担当

第3条中「別表」を「おおむね別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項に規定する各室（以下「室」という。）の担当の分掌事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

第5条第3項中「総括」を「統括」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 消防次長が2人置かれる場合における前項の規定の適用については、同項中「本部の事務を」とあるのは「1人の消防次長が消防総務課及び予防課の事務を、他の1人の消防次長が消防課及び通信指令課の事務を」と、「その職務」とあるのは「消防総務課及び予防課の事務を掌理する消防次長、消防課及び通信指令課の事務を掌理する消防次長の順序で、その職務」とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「担当副参事」の次に「、指令官、副指令官」を、「担当副主幹」の次に「、室に担当副参事、企画員、担当主幹及び担当副主幹」を加え、

同条中第11項を第14項とし、第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 指令官及び副指令官は、上司の命を受けて通信指令業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条中第8項を第10項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加え、同条を第10条とする。

5 指令官は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

6 副指令官は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

第8条第1項中「又は」を「（必要な担当に限る。）及び」に改め、「担当副主幹」の次に「（必要な担当に限る。）」を加え、同条第3項中「課長」の次に「又は室長」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（室長）

第8条 室に室長を置く。

2 室長は、消防司令長以上の階級にある者をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附則第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

課	担当	分掌事務
消防総務課	総務担当	<p>(1) 職員の任用、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関すること。</p> <p>(2) 職員の人事及び給与に関すること。</p> <p>(3) 職員の公務災害補償の調整に関すること。</p> <p>(4) 儀式及び表彰の調整に関すること。</p> <p>(5) 訴訟事件の対応に係る調整に関すること。</p> <p>(6) 職員の安全及び衛生並びに福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 被服等の貸与に関すること。</p> <p>(8) 公印の管理に関すること。</p> <p>(9) 総合的な研修の企画及び各種研修の調整に関すること。</p> <p>(10) 職員の資格取得に関すること。</p> <p>(11) 消防職員委員会に関すること。</p> <p>(12) 本部及び課（企画調整室を含む。）の庶務に関すること。</p>
	消防団担当	<p>(1) 消防団員の身分、報酬、費用弁償及び公務災害保障に関すること。</p> <p>(2) 消防団員の表彰に関すること。</p> <p>(3) 消防団施設の管理の総括に関すること。</p> <p>(4) 消防団との連絡調整の総括に関すること。</p>
	経理担当	<p>(1) 予算の編成、執行及び管理の総括に関すること。</p> <p>(2) 決算及び経理の総括に関すること。</p> <p>(3) 財産の管理及び処分の総括に関すること。</p> <p>(4) 物品の購入及び修繕の総括に関すること。</p> <p>(5) 消防車両及び消防機械器具の管理の総括に関すること。</p>
予防課	予防担当	<p>(1) 火災予防対策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 自主防火管理体制及び自主防災管理体制</p>

		<p>の確立に関すること。</p> <p>(3) 火災予防の広報等に関すること。</p> <p>(4) 火災の原因及び損害の調査の総括並びに 火災の原因の分析に関すること。</p> <p>(5) 火災情報の開示の調整に関すること。</p> <p>(6) 火災統計に関すること。</p> <p>(7) 消防関係団体の育成及び指導に関するこ と。</p> <p>(8) 課の庶務に関すること。</p> <p>(9) その他火災予防に関すること。</p>
	危険物担当	<p>(1) 危険物製造所等に係る許可、認可、承認 及び届出に関すること。</p> <p>(2) 危険物製造所等の査察及び防火対策の推 進に関すること。</p> <p>(3) 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の 育成指導に関すること。</p> <p>(4) 危険物等に起因する災害調査に関するこ と。</p>
	設備指導担 当	<p>(1) 建築確認に係る消防同意に関すること。</p> <p>(2) 消防用設備等の設置指導及び消防検査に に関すること。</p> <p>(3) 防炎表示制度に関すること。</p> <p>(4) 液化石油ガスの保安に関すること。</p> <p>(5) 防火対象物定期点検報告制度及び防災管 理点検報告制度に係る特例に関すること。</p> <p>(6) 防火対象物に係る法令違反の処理に関する こと。</p> <p>(7) 危険物製造所等に係る法令違反の処理に に関すること。</p>
消防課	消防担当	<p>(1) 警防対策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 各種災害に対する消防活動対策の調査、 研究及び調整に関すること。</p> <p>(3) 大規模な消防訓練の企画立案及び総合調</p>

		<p>整に関すること。</p> <p>(4) 各種災害の記録、統計及び分析に関すること。</p> <p>(5) 消防部隊の出動及び運用基準に関すること。</p> <p>(6) 消防水利の確保に関すること。</p> <p>(7) 消防相互応援に関すること。</p> <p>(8) 災害時等に係る職員の招集計画に関すること。</p> <p>(9) 開発行為に係る協議及び同意に関すること。</p> <p>(10) 国民の保護に関する計画の実施調整及び事務の取りまとめに関すること。</p> <p>(11) 課（救急対策室を含む。）の庶務に関すること。</p>
	救助担当	<p>(1) 救助業務の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 救助隊の運用基準に関すること。</p> <p>(3) 救助事故対策に関すること。</p> <p>(4) 救助に関する技術及び資機材の配備並びに調査研究に関すること。</p> <p>(5) 救助の記録及び統計に関すること。</p> <p>(6) 救助情報の開示の調整に関すること。</p>
通信指令課	情報管理担当	<p>(1) 情報処理システムの企画、運営管理及び技術指導に関すること。</p> <p>(2) 課の庶務に関すること。</p> <p>(3) その他情報管理に関すること。</p>
	通信指令担当	<p>(1) 指令業務の企画及び調査に関すること。</p> <p>(2) 職員の招集計画の運用に関すること。</p> <p>(3) 消防通信の運用及び統制に関すること。</p> <p>(4) 消防通信設備の整備、保守管理及び技術指導に関すること。</p> <p>(5) 災害通報の受理及び出動指令並びに災害に係る情報収集、記録等に関すること。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>(6) 気象情報、地震情報その他の災害情報の
収集伝達に関すること。</p> <p>(7) 防災関係機関との通信連絡に関すること。</p> <p>(8) 災害情報等の案内に関すること。</p> <p>(9) その他通信に関すること。</p> |
|--|---|

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

消防総務課

室	担当	分掌事務
企画調整室	企画調整担当	(1) 組織制度及び組織運営の企画に関すること。 (2) 消防に関する重要事項の総合企画、総合調整に関すること。 (3) 消防力の整備に関すること。 (4) 監察に関すること。 (5) 消防関係例規の制定改廃に係る調整に関すること。 (6) 消防年報の編集及び統計事務の調整に関すること。 (7) 総合的な広報の企画立案及び調査並びに広報活動の調整に関すること。 (8) 報道機関との連絡調整に関すること。 (9) 消防音楽隊等に関すること。 (10) 消防防災指導センターに関すること。 (11) 他の課の所管に属さないこと。

消防課

室	担当	分掌事務
救急対策室	救急救命担当	(1) 救急業務の企画及び調整に関すること。 (2) 救急隊の運用基準に関すること。 (3) 救急事故対策に関すること。 (4) 救急救命士の配備計画に関すること。 (5) 感染防止対策に関すること。 (6) 応急手当の普及啓発に関すること。 (7) 救急に関する技術、資機材の配備及び調査研究に関すること。 (8) 救急の記録及び統計に関すること。 (9) 救急情報の開示の調整に関すること。 (10) 医療機関その他の救急関係機関との調整に関すること。

〔11〕 救急広報に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市消防団の組織等に関する規則及び津市消防団公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第14号

津市消防団の組織等に関する規則及び津市消防団公印規則の一部を改正する規則

(津市消防団の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 津市消防団の組織等に関する規則(平成18年津市規則第224号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

第2条第1項中「分団」を「方面団」に改め、同条第3項中「本部」の次に「、方面団、方面団本部」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 方面団に方面団本部及び分団を置く。

第4条第1項中「、団長、副団長その他の団員」を「団長」に改め、同条第3項中「副団長は、団長を補佐し、」を削り、「副団長が」を「方面団長が」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第8条第1項中「副団長」を「方面団長、方面副団長」に、「4年」を「2年」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条第2項及び第3項中「副団長」を「方面団長、方面副団長」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(方面団本部)

第6条 方面団本部に方面団長及び方面副団長を置く。

2 方面団長及び方面副団長は、副団長の階級にある者をもって充てる。

3 方面団長は、団長の命を受け方面団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

4 方面副団長は、方面団長を補佐し、方面団長に事故があるとき、又は方面団長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条を第10条とする。

第12条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第7条」を「8条」に改め、同条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第12条とし、第14条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第26条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第25条とする。

第27条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第28条中「消防団」を「方面団」に改め、同条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

別表中「分団の名称及び区域」を削り、

消防団	名称	所管区域	を
-----	----	------	---

本部及び方面団	名称	所管区域	に
本部	津市消防団本部	津市全域	」

改め、同表津の項中「津消防団本部」を「津方面団本部」に改め、同表久居の項中「久居消防団本部」を「久居方面団本部」に改め、同表河芸の項中「河芸消防団本部」を「河芸方面団本部」に改め、同表芸濃の項中「芸濃消防団本部」を「芸濃方面団本部」に改め、同項に次のように加える。

ささゆり分団	芸濃地区全域
--------	--------

別表美里の項中「美里消防団本部」を「美里方面団本部」に改め、同項に次のように加える。

第4分団	美里地区全域
アザリア分団	美里地区全域

別表安濃の項中「安濃消防団本部」を「安濃方面団本部」に改め、同表香良洲の項中「香良洲消防団本部」を「香良洲方面団本部」に改め、同項に次のように加える。

第6分団	香良洲地区全域
------	---------

別表一志の項中「一志消防団本部」を「一志方面団本部」に改め、同表白

山の項中「白山消防団本部」を「白山方面団本部」に改め、同表に次のように加える。

しらさぎ分団	白山地区全域
--------	--------

別表美杉の項中「美杉消防団本部」を「美杉方面団本部」に改める。

(津市消防団公印規則の一部改正)

第2条 津市消防団公印規則（平成18年津市規則第226号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	形式	書体	寸法（m m）	使用の範囲	個数
津市消防団印	津 市 消 防 団 之 印	れい書	方 1 9	一般	1
津市消防団長印	津 市 消 防 团 長 之 印	れい書	方 3 0	表彰	1
津市消防団長印	津 市 消 防 团 長 之 印	れい書	方 1 9	一般	1

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第15号

津市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団員の服制に関する規則（平成18年津市規則第225号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「冬略帽」を「略帽」に改め、同項第2号中「夏略帽」を「略帽」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第16号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第14条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種類	勤務内容	区分	手当額	備考
条例第3条に規定する手当	生活保護に係る被保護者の死体処理の業務に直接従事したとき。	1件	3,000円	
条例第4条に規定する手当	1 ごみの収集、運搬及び処理の業務に従事したとき。	日額	750円	7月及び8月には、100円を加算する。
	2 西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか及び河芸美化センターに勤務する職員が投入ステージにおいてごみの搬入の業務に従事したとき、又は当該各施設の維持管理のため清掃等の業務に従事したとき。	日額	750円	7月及び8月には、100円を加算する。
	3 安芸・津衛生センター及びクリーンセンターくもづに勤務する職	日額	550円	

	員がし尿の処理作業に従事したとき、又は当該各施設の維持管理のため清掃等の業務に従事したとき。			
条例第5条に規定する手当	市営住宅に係る入居者の死体処理の業務に直接従事したとき。	1件	3,000円	
条例第6条に規定する手当	モーター ボート競走の開催日において競艇事業に従事したとき。	日額	1,000円	
条例第7条に規定する手当	道路の舗装作業に従事したとき。	日額	250円	
条例第8条に規定する手当	1 下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内において汚泥の除却作業及び下水管渠等の清掃の業務に従事したとき。	日額	550円	7月及び8月中は、100円を加算する。
	2 水洗処理区域外において下水管渠等の清掃の業務に従事したとき。	日額	300円	7月及び8月中は、100円を加算する。
条例第9条に規定する手当	1 消防職員が消火活動に従事したとき。	1回	250円	(1) 運転業務に従事したときは、50円を加算する。 (2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。
	2 消防職員が救急業務に従事したとき。	1回	200円	(1) 運転業務に従事したときは、

50円を加算する。

(2) 救急救命士法
(平成3年法律
第36号) 第2条
第2項に規定す
る救急救命士の
資格を有する消
防職員が同条第
1項に規定する
救急救命処置に
係る事務に従事
したときは、310
円を加算する。

(3) 午後10時から
翌日の午前5時
までの間に業務
に従事したとき
は、150円を加
算する。

(4) 救急業務の実
施に際して、死
亡人（最初に診
断した医師がそ
の最初の診断に
おいて死亡した
と診断した人に
限る。）の処理
に直接従事した
ときは、支給し
ない。

		1 件	3,000円	救急業務の実施に際して、死亡人（最初に診断した医師がその最初の診断において死亡したと診断した人に限る。）の処理に直接従事したとき。この場合において、運転業務に従事したときは、50円を加算する。
	3 消防職員が高所（地上10メートル以上）で消防業務に従事したとき。	1 回	350円	(1) 運転業務に従事したときは、50円を加算する。 (2) 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。
条例第10条に規定する手当	1 行旅病人の救護業務又は取扱業務に従事したとき。	1 件	1,500円	
	2 行旅死亡人の処理等の業務に直接従事したとき。	1 件	3,000円	
条例第11条に規定する手当	災害対策本部の指示により警報の発令中等の危険な状況の中で現場作業に従事したとき。	日額	1,000円	府外において業務に従事したときに限る。
条例第12条に規定する手当	1 条例第12条第1号に規定する日曜日等における	日額	500円	(1) この表における他の日額に係

	いて、常態として勤務時間が割り振られる職員（競艇事業部、地域情報センター、斎場、アストプラザ、リージョンプラザ、保育所、久居総合福祉会館、榎原自然の森温泉保養館、ポルタひさいふれあいセンター、錫杖湖水荘、サンヒルズ安濃、とことめの里一志内一志温泉、図書館、芸濃総合文化センター及び白山総合文化センターに勤務する職員に限る。）が同号の規定による勤務をし、その定められた業務に従事したとき。		る手当額に加算する。
2	12月29日から翌年の1月3日までの日において特に勤務することを命ぜられる職員（環境事業課、競艇事業部、久居総合支所地域振興課、榎原自然の森温泉保養館、地域情報センター、斎場、アストプラザ、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛	日額 3,000円	(1) 12月29日及び同月30日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の日額に係る手当額に加算する。
		日額 5,000円	(1) 12月31日、1月2日及び同月3日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の日額に係る手当額に加算

	生センター、クリーンセンターくもず、錫杖湖水荘、とことめの里一志内一志温泉、消防本部及び消防署に勤務する職員に限る。) が勤務をし、その定められた業務に従事したとき。	日額	7,000円	する。 (1) 1月1日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の日額に係る手当額に加算する。
(注) 日額に係る手当については、特別に定めのあるものを除き、同一の日において日額に係る手当の支給対象となる2以上の異なった業務(正規の勤務時間内の災害業務を含む。)に従事した場合であっても、これらの業務のうち日額に係る手当の額が最も高い手当(当該最も高い手当が2以上あるときは、いずれかの手当)に係る業務への従事についてのみ支給の対象とする。				

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第17号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

「	<ol style="list-style-type: none">1 担当副主幹の職務（技能労務の職務を含む。）2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務3 副主幹の職務（技能労務の職務を含む。）	を	」
	<ol style="list-style-type: none">1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務		
	<ol style="list-style-type: none">1 課長（室長、担当副参事等を含む。）の職務2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務3 総合支所の課長（室長、担当副参事等を含む。）及び教育委員会事務局事務所長の職務		

「	<ol style="list-style-type: none">1 担当副主幹の職務（技能労務の職務を含む。）2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務3 地域支援員の職務4 副主幹の職務（技能労務の職務を含む。）	に	」
	<ol style="list-style-type: none">1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務		

3 相当の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
1 課長（室長、担当副参事等を含む。）の職務
2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務
3 総合支所の課長（担当副参事等を含む。）及び教育委員会事務局事務所長の職務
4 相当高度の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務

改める。

別表第1中

「	1 担当副主幹の職務（技能労務の職務を含む。）	
	2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務	を
	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務	
	2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務	
	1 課長（室長、担当副参事等を含む。）の職務	
	2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務	
	3 総合支所の課長（室長、担当副参事等を含む。）及び教育委員会事務局事務所長の職務	」

「	1 担当副主幹の職務（技能労務の職務を含む。）	
	2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務	に
	3 地域支援員の職務	
	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務	
	2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務	
	3 相当の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務	
	1 課長（室長、担当副参事等を含む。）の職務	
	2 副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務	
	3 総合支所の課長（担当副参事等を含む。）及び教育委員会事務局事務所長の職務	」

4 相当高度の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第18号

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定により、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる知識経験等の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき、経歴評定その他の客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(人事異動通知書の交付)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員に対して人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第4号に掲げる場合のうち人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 採用した場合
- (2) 任期を更新した場合
- (3) 任期の途中で退職した場合
- (4) 任期の満了により当然に退職した場合

(特定任期付職員の号給の決定)

第4条 特定任期付職員（条例第6条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）に適用する条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難

及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給
(特定任期付職員業績手当)

第5条 条例第7条第4項の特に顕著な業績とは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められるものをいう。

第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し、特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）第36条に規定する12月に支給する期末手当の支給日に支給ができるものとする。

（任期付職員の級を決定する場合の基準となるべき職務の内容）

第7条 条例第5条第1号に規定する任期付職員に適用する条例第9条第1項の任期付職員給料表の級は、津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）別表第1に掲げる職務の級及び標準的な職務の内容を適用し決定するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第19号

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成18年津市規則第231号）の一部を次のように改正する。

第3条見出しを「（災害対策本部会議）」に改め、同条中「災害対策連絡会議」を「災害対策本部会議」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（災害対策連絡調整会議）

第4条 災害状況及び応急対策の実施状況の把握並びに各部及び各支部の連絡調整の円滑な実施を図るため、災害対策連絡調整会議を置く。

2 災害対策連絡調整会議は、災害対策本部長が指名する部員をもって構成する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

共通の分掌事務

区分	分掌事務
各部に共通する分掌事務	(1) 市内全域に係る部所管の災害対策の総括に関すること。 (2) 市内全域に係る部所管の災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (3) 各支部の被災状況の調査及びその対応への支援に関すること。
各部及び各支部に共通する分掌事務	(1) 被災情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 各部間及び各支部間の被災状況の調査並びにその対応への支援に関すること。 (3) 災害に関する事前対策に関すること。 (4) 所管の施設の災害状況の把握及び応急の復旧対策に関すること。

部の分掌事務

部	部を構成する市の組織	班	分掌事務
危機管理総務部	危機管理部 総務部	本部総括班	(1) 本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 災害対策本部会議に関すること。 (3) 災害対策連絡調整会議に関すること。 (4) 津市防災会議との連絡調整に関すること。 (5) 災害対策本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 (6) 避難勧告等の発令及び解除に関すること。 (7) 各部及び各支部との連絡調整に関すること。 (8) 現地災害対策本部の組織化に係る調整に関すること。

	<p>(9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。</p> <p>(10) 自衛隊の派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請並びにそれらの受入れに関すること。</p> <p>(11) 他団体等との災害時応援協定等の実施に関すること。</p> <p>(12) 本部の庶務に関すること。</p>
情報収集班	<p>(1) 気象情報の把握に関すること。</p> <p>(2) 三重県災害対策本部、三重県警察本部、自衛隊等との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 防災行政無線の運用統制に関すること。</p> <p>(4) 被災情報の収集及び伝達に係る総括に関すること。</p> <p>(5) 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ及び記録に関すること。</p> <p>(6) 本部における情報通信機器等の確保及び設置に関すること。</p> <p>(7) り災台帳の作成に関すること。</p> <p>(8) 災害時におけるり災証明の発行に関すること。</p>
総務班	<p>(1) 部員の配置その他人事に関すること。</p> <p>(2) 部員の被災対策に関するこ</p>

			<p>と。</p> <p>(3) 議会部への情報提供及び連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 各部及び各支部からの災害復旧活動の支援要請に係る府内調整に関すること。</p> <p>(5) 他の地方公共団体からの支援要請に係る府内調整に関すること。</p> <p>(6) 災害応急復旧対策に伴う物品調達の総括に関すること。</p>
政策財務部	政策財務部	政策財政班	<p>(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書及び涉外に関すること。</p> <p>(2) 国等への陳情及び情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 災害に係る予算の調製に関すること。</p> <p>(4) 災害対応に係る車両の確保及び配車に関すること。</p> <p>(5) 市有財産の災害状況の把握及び応急復旧対策の総括に関すること。</p> <p>(6) 復興計画の指導調整に関すること。</p>
		広報班	<p>(1) 報道機関及び住民等に対する情報の提供その他連絡に関すること。</p> <p>(2) 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。</p> <p>(3) 災害情報のホームページへの掲載に関すること。</p>

		調査班	(1) 被災者の調査に関すること。 (2) 住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。 (3) し尿くみ取り券の交付に関すること。 (4) 災害に伴う市税等の減免に係る連絡調整に関すること。
市民部	市民部	市民班	(1) 避難所の開設及び管理運営に係る総括に関すること。 (2) 収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の設置計画、入居受付及び運営に関すること。 (3) 非常炊き出しに係る総括に関すること。 (4) 食糧の調達及び配給に関すること。 (5) 災害ボランティアセンターの設置及び総合調整に関すること。 (6) 外国人に関する連絡及び調整に関すること。 (7) 国際関係機関等に関する連絡及び調整に関すること。 (8) 遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。 (9) 災害時の市民生活に係る相談に関すること。
スポーツ文化振興部	スポーツ文化振興部	スポーツ文化振興班	(1) 運動施設及び文化施設の利用者の避難対策に関すること。 (2) 市民部市民班の業務支援に

			関すること。
環境部	環境部	清掃班	(1) 災害によるごみの撤去、収集、運搬及び処分その他清掃に関すること。 (2) 犬猫等の死骸処理に関すること。
		し尿処理班	(1) 被災地のし尿処理に関すること。 (2) 仮設トイレに関すること。
		環境保全班	(1) 災害に伴う環境保全対策に関すること。 (2) 被災動物（ペット）の保護に関すること。
健康福祉部	健康福祉部	生活福祉班	(1) 災害見舞金等の支給に関すること。 (2) 義援金等の受入れ及び配分に関すること。 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 (4) 被災者の生活再建に係る支援に関すること。 (5) 災害福祉ボランティアに関すること（他部に関するものを除く。）。 (6) 災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 (7) 福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
		医療衛生班	(1) 被災地の防疫活動の実施に関すること。 (2) 医療及び助産に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 医療機関との連絡調整に関すること。 (4) 救護班の編成並びに救護所の設置及び運営に関すること。 (5) 応急仮設住宅入居者等の見守り活動に関すること。 (6) アレルギー用救援物資の受入れ及び配給に関すること。 (7) 避難所の衛生指導に関すること。 (8) 心のケア対策に関すること。 (9) 感染病発生予防及び発生時の対策に関すること。
商工観光部	商工観光部	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費物資の確保及びあっせんに関すること。 (2) 救援物資等の受入れ及び配給に関すること。 (3) 商工業団体との連絡調整に関すること。 (4) 食糧の調達に係る市民部との連携に関すること。
農林水産部	農林水産部	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産関係施設の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 (2) 農作物、家畜等の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) たん水防除に関すること。 (4) ため池等の維持管理に関すること。 (5) 家畜伝染病の防疫に関すること。
競艇事業部	競艇事業部	競艇事業班	競艇場来場者の避難対策に関すること。

			すること。
建設・都市計画部	建設部 都市計画部	建設・都市計画班	<p>(1) 道路、河川、海岸、橋梁等（以下「公共土木施設」という。）の巡視及び被害調査並びに災害応急復旧に関すること。</p> <p>(2) 収容施設の建設及び整備に関すること。</p> <p>(3) 災害発生に起因して、公共土木施設及びその周辺に生じた日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去に関すること。</p> <p>(4) 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。</p> <p>(5) 交通対策及び交通関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 公共交通施設等の被害状況の把握に関すること。</p>
下水道部	下水道部	下水道班	<p>(1) 部所管の排水施設等の運転及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 浸水防除に関すること。</p> <p>(3) 下水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。</p>
水道部	水道局	水道班	<p>(1) 水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。</p> <p>(2) 津市水道指定事業者協同組合等に対する協力要請に関すること。</p> <p>(3) 応急給水に関すること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> (4) 給水等に係る住民への広報に関すること。 (5) 水源の確保等に関すること。 (6) 净水作業及び応急の給水に係る水質検査に関すること。 (7) 水道施設の被害状況の調査及び送配水の調整に関すること。
消防本部	消防本部及び消防署	消防班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防団との連絡調整に関すること。 (2) 部内の気象通報の伝達及び記録に関すること。 (3) 災害情報等の通信連絡に関すること。 (4) 災害状況等の概況調査に関すること。 (5) 災害情報の受理及び関係職員等への出動指令に関すること。 (6) 消防無線に係る通信統制に関すること。 (7) 消防関係要員に係る非常配備の発令及び招集に関すること。 (8) 人命救助その他警防活動に関すること。 (9) 傷病者の救護及び搬送に関すること。 (10) 浸水防除作業の援助に関すること。
短期大学部	三重短期大学事務局	短期大学班	学生の避難対策に関すること。

議会部	議会事務局	議会班	(1) 災害に対する議会活動に関すること。 (2) 市議会議員との連絡調整に関すること。 (3) 政策財務部調査班の業務支援に関すること。
教育部	教育委員会事務局	教育総務班	(1) 教育施設間の連絡調整に関すること。 (2) 教育に係る見舞金品等に関すること。 (3) 教育施設における避難所の開設及び管理運営に係る調整に関すること。 (4) 教育施設を活用した非常炊き出しに関すること。
		教育班	(1) 児童及び生徒の避難並びに応急教育指導に関すること。 (2) 児童及び生徒の保健衛生に関すること。 (3) 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関すること。
会計管理・選挙管理・監査室	会計管理室 選挙管理委員会事務局 監査事務局	調査支援班	政策財務部調査班の業務支援に関すること。
農業室	農業委員会事務局	農林水産支援班	農林水産部農林水産班の業務支援に関すること。

支部の分掌事務

支部	支部を構成する市の組織	管轄地域	分掌事務
久居支部	久居総合支所	久居地域	(1) 管轄地域に係る災害対策の総合調整及び推進に関するこ
河芸支部	河芸総合支所	河芸地域	

芸濃支部	芸濃総合支所	芸濃地域	と。
美里支部	美里総合支所	美里地域	(2) 現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
安濃支部	安濃総合支所	安濃地域	(3) 管轄地域内における災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関すること。
香良洲支部	香良洲総合支所	香良洲地域	(4) 各部及び各支部並びに管轄地域内の関係機関等への支援要請その他連絡調整に関すること。
一志支部	一志総合支所	一志地域	(5) 管轄地域内の所管業務に係る被災状況等の調査及びその対応に関すること。
白山支部	白山総合支所	白山地域	(6) 管轄地域内における被災者の調査に関すること。
美杉支部	美杉総合支所	美杉地域	(7) 管轄地域内の住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。
			(8) 管轄地域内におけるり災証明の発行に関すること。
			(9) 管轄地域内におけるし尿くみ取り券の交付に関すること。
			(10) 管轄地域内の避難所の開設及び管理運営に関すること。
			(11) 管轄地域内の収容施設の入居受付に関すること。
			(12) 管轄地域内における炊き出し等による食糧の配給に関すること。
			(13) 管轄地域内における遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。

			(14) 管轄地域内における犬猫等の死骸処理に係る相談に関すること。 (15) 管轄地域内における災害時要援護者の安否確認及び支援に関すること。 (16) 管轄地域内における救援物資等の受入れ及び配給に関すること。
--	--	--	---

備考 この表において、市の組織とは、津市行政組織条例（平成18年津市条例第11号）第1条に規定する部、津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号）第2条に規定する総合支所、会計管理室、水道局、三重短期大学事務局並びに消防本部及び消防署、執行機関としての委員会及び委員の事務局並びに議会事務局をいう。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第20号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改める。

第4条第1項第2号中「6歳」を「15歳」に改め、同項第3号中「乳幼児及び一人親家庭等の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者に限る。）」を「一人親家庭等の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）、乳幼児及び子ども」に改め、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一人親家庭等の児童（6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）に係る福祉医療費（入院に要するものに限る。）の助成の対象となる条例第3条第1項第4号の規則で定める要件を満たす者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前項第2号ア又はイに該当すること。

(2) 保護者又は養育者その他該児童を現に監護し、かつ、その生計を維持している者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令第11条の規定により読み替えて準用する同令第1条に定める額未満であること。

第9条中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第10条中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第1号様式中

国民健康保険	健康保険組合	広域連合
社会保険事務所	共済組合	支部

国民健康保険	健康保険組合	広域連合
全国健康保険協会	共済組合	支部

「

2
政管

」を「

2
協会

」に改める。

第11号様式中

1 国保 2 政管 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期	1 国保 2 政管 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期
---------------------------------------	---------------------------------------

1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期	1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期
---------------------------------------	---------------------------------------

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

津市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第21号

津市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

津市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成18年津市規則第218
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市消防職員委員会に関する規則

第1条中「津市消防本部消防職員委員会」を「津市消防職員委員会」に改め
る。

第4条を次のように改める。

（委員の定数）

第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」とい
う。）に応じ、当該各号に定めるとおりとし、委員の総数は、18人とする。

- (1) 消防本部 2人
- (2) 中消防署 4人
- (3) 北消防署 4人
- (4) 久居消防署 4人
- (5) 白山消防署 4人

第7条第2項中「9人」を「5人」に改める。

別記様式中「津市消防本部消防職員委員会」を「津市消防職員委員会」に改
める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第22号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（防災危機管理室及びスポーツ・文化振興室を含む。以下同じ。）」を削り、同項第2号中「防災危機管理室」を「危機管理部」に改め、同号の表を次のように改める。

危機管理課 危機管理担当

第2条第1項第5号中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改め、同項第8号の表中「企業立地担当」を削り、同項第13号の表中「都市下水路担当」を削り、同条第3項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 商工観光部産業政策振興課

企業誘致室 企業誘致担当

第2条第3項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理部危機管理課

防災室 災害対策担当

第4条第1項第1号中「（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を含む。以下同じ。）」を削り、同項第2号中「室次長又は」を削る。

第5条第1項第2号中「室次長又は」を削る。

第8条中「室次長及び」を削る。

第10条中「第2条各項」を「第2条第1項及び第2項」に改める。

別表第1防災危機管理室の表を次のように改める。

危機管理部

課	担当	分掌事務
危機管理課	危機管理担当	(1) 危機管理の推進に関すること。 (2) 危機管理に係る事務の調整及び指導に

	関すること。
	(3) 防災行政の企画及び調整に関すること。
	(4) 地域防災計画に関すること。
	(5) 津市防災会議に関すること。
	(6) 国民保護計画に関すること。
	(7) 武力攻撃事態等への対処に係る事務に関すること。
	(8) 津市新型インフルエンザ対策本部に関すること。
	(9) 防災行政無線等に関すること。
	(10) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。
	(11) 部に係る予算の調製に関すること。
	(12) 部及び課（防災室を含む。）の庶務に関すること。

別表第1総務部の表人事課の部給与厚生担当の項第3号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別表第1スポーツ・文化振興室の表中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改め、同表スポーツ振興課の部企画管理担当の項中「室」を「部」に改め、同部スポーツ振興担当の項第5号中「運動施設」の次に「及びスポーツ公園」を加え、同項第8号中「運動施設」の次に「及びスポーツ公園」を加え、「の総合調整」を削り、同項第9号及び第10号中「運動施設」の次に「及びスポーツ公園」を加える。

別表第1環境部の表環境政策課の部資源循環推進担当の項に次の1号を加える。

- (9) 資源循環に係る補助金等に関すること。

別表第1健康福祉部の表福祉政策課の部企画管理担当の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同表こども家庭課の部児童母子担当の項第2号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別表第1商工観光部の表産業政策振興課の部企画管理担当の項第8号中「課」の次に「（企業誘致室を含む。）」を加え、同部企業立地担当の項を削る。

別表第1農林水産部の表農林水産政策課の部農業振興担当の項第5号中「水田農業構造改革対策」を「戸別所得補償対策」に改める。

別表第1下水道部の表下水道政策課の部業務担当の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同表下水道建設課の部維持担当の項に次の3号を加える。

- (5) 特定事業場に関すること。
- (6) 水質規制に関すること。
- (7) 下水道認可区域浄化槽設置事業補助金に関すること。

別表第1下水道部の表下水道建設課の部都市下水路担当の項を削る。

別表第2建設部の表津北工事事務所の部建設維持担当の項中第8号を第14津南工事事務所

号とし、第7号を第13号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (10) 久居総合支所の所管区域における道路及び水路の占用許可の受付及び占用料の徴収に関すること（津南工事事務所に限る。）。
- (11) 久居総合支所の所管区域における幹線道路の整備に係る地元調整に関すること（津南工事事務所に限る。）。
- (12) 久居総合支所の所管区域における道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関すること（津南工事事務所に限る。）。

別表第2建設部の表津北工事事務所の部建設維持担当の項中第6号を第9号津南工事事務所

とし、第3号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 久居総合支所の所管区域における公園緑地の維持管理に関すること（津南工事事務所に限る。）。
- (4) 久居総合支所の所管区域における公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関すること（津南工事事務所に限る。）。
- (5) 久居総合支所の所管区域における公園緑地の占用に係る申請の受付等に関すること（津南工事事務所に限る。）。

別表第3政策財務部政策課の表地域振興室の部地域振興担当の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域支援員との連絡調整に関すること。

別表第3 政策財務部政策課の表の次に次の表を加える。

危機管理部危機管理課

室	担当	分掌事務
防災室	災害対策担当 ・	(1) 災害対策に係る事務の調整及び指導に関すること。 (2) 津市災害対策本部に関すること。 (3) 防災訓練の企画及び実施に係る調整に関すること。 (4) 災害対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (5) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。 (6) 自主防災組織への支援等に関すること。 (7) 津市民防災大学の運営等による防災意識の普及啓発に関すること。

別表第3 健康福祉部保険年金課の表の次に次の表を加える。

商工観光部産業政策振興課

室	担当	分掌事務
企業誘致室	企業誘致担当	企業の誘致に関すること。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前において、次の表の左欄に掲げる部（室を含む。）、課又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

防災危機管理室	防災危機管理課	担当 〃	危機管理部	危機管理課	危機管理担当 〃
		災害対策担当 〃	防災室	災害対策担当 〃	
スポーツ企画管理	スポーツ企画管理	スポーツ企画管理	スポーツ企画管理	スポーツ企画管理	

・文化振興課	担当	文化振興課	担当
興室		部	
//	//	スポーツ	担当
		振興担当	
//	文化振興課	文化振興	担当
		課	
商工観光部	産業政策振興課	企業立地担当	文化振興課担当
			商工観光企業誘致室担当
			企業誘致担当

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第23号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「同条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に、「三重短期大学事務局次長」を「三重短期大学事務局大学総務課長」に改める。

第16条第1項中「又は児童福祉法」を「、児童福祉法」に改め、「第56条第4項」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条又は介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2」を加え、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、事務の性質上、領収書を発行し難いと会計管理者が認めるものについては、領収書の発行を省略することができる。

第16条第5項中「指定金融機関」を「指定金融機関等又は会計管理者等」に改める。

第16条の2第4号中「指定金融機関」を「指定金融機関等又は会計管理者等」に改める。

第41条第1項中「とともに、返還通知書（第30号様式）により債権者に当該戻出の通知をする」を削る。

第77条第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

設置箇所		出納員		現金取扱員
		出納員になるべき者	委任の範囲	
政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納保管事務	出納員が指名し、市長が任命した職員
	東京事務所	所長		
	広報室	室長		
	財政課	課長		
	市民税課			
	資産税課			
	収税課			
総務部	財産管理課			
	総務課			
	行政経営課			
	人事課			
	調達契約課			
市民部	情報企画課			
	市民交流課			
	市民課			
	アストプラザオ フィス	所長		
	地域調整室	室長		
スポーツ文化振 興部	アストプラザ	館長		
	スポーツ振興課	課長		
	文化振興課			
環境部	リージョンプラザ	館長		
	環境政策課	課長		
	環境保全課			
	環境事業課			
	西部クリーンセン ター	所長		

	クリーンセンター おおたか	
	白銀環境清掃セン ター	
	安芸・津衛生セン ター	
健康福祉部	福祉政策課	課長
	こども家庭課	
	高齢福祉課	
	障がい福祉課	
	援護課	
	介護保険課	
	保険年金課	
	医療助成室	室長
	中央保健センター	所長
商工観光部	産業政策振興課	課長
	商業労政振興課	
	観光振興課	
農林水産部	農林水産政策課	
	農業共済室	室長
	林業振興室	
	水産振興室	
競艇事業部	農業基盤整備課	課長
	競艇管理課	
	競艇事業課	
都市計画部	都市計画課	
	開発指導室	室長
	津駅前北部土地区 画整理事務所	所長
	交通政策課	課長
	建築指導課	
建設部	建設政策課	

	建設維持課		
	市営住宅課		
	津北工事事務所	所長	
	津南工事事務所		
下水道部	下水道政策課	課長	
久居総合支所	地域振興課		
	久居駅前出張所	所長	
	市民課	課長	
	福祉課		
	生活課		
河芸総合支所	ポルタひさいふれ あいセンター	所長	
	地域振興課	課長	
芸濃総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
美里総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
安濃総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
香良洲総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
一志総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
白山総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
美杉総合支所	市民福祉課		
	地域振興課		
会計管理室	会計管理室	室長	
消防本部	消防総務課	課長	
	予防課		
三重短期大学事	大学総務課	課長	

務局			
教育委員会事務 局	教育総務課	課長	
	学校教育課		
	生涯学習課		
	久居事務所	所長	
	河芸事務所		
	芸濃事務所		
	美里事務所		
	安濃事務所		
	香良洲事務所		
	一志事務所		
	白山事務所		
	美杉事務所		
	津図書館	図書事務長	

備考 現金取扱員の異動があれば出納員は会計管理者に報告しなければならない。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式 削除

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第24号

津市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(津市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 津市情報公開条例施行規則（平成18年津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「各総合支所総務課」を「各総合支所地域振興課」に改める。

(津市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 津市個人情報保護条例施行規則（平成18年津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

(津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成18年津市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、「及び支所等処務規程第4条第2項に規定する職員」を削る。

(津市公有財産規則の一部改正)

第4条 津市公有財産規則（平成18年津市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

第4条及び第24条第2項中「総合支所総務課長」を「総合支所地域振興課長」に改める。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

第5条 津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号。以下「規程」という。）第2条第2項に規定する室」を削り、同条第2項中「規程第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第3項第1号」に改める。

（津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部改正）

第6条 津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則（平成18年津市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第17条中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改める。

（津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部改正）

第7条 津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（平成18年津市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「別表第5」を「別表第4」に改め、「（室長）」を削り、「別表第8」を「別表第6」に改める。

（津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第142号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「芸濃総合支所産業環境課長」を「芸濃総合支所地域振興課長」に改める。

（津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「美杉総合支所産業環境課長」を「美杉総合支所地域振興課長」に改める。

（津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第151号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「美杉総合支所産業環境課長」を「美杉総合支所地域振興課長」に改める。

（津市副市長事務分担規則の一部改正）

第11条 津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ウ中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改め、同項第2号ア中「防災危機管理室」を「危機管理部」に改め、同条第2項第3号中「防災危機管理室防災危機管理課」を「危機管理部危機管理課」に改め、同項第5号中「商工観光部産業政策振興課企業立地担当」を「商工観光部企業誘致室」に改める。

（津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第258号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「安濃総合支所産業環境課長」を「安濃総合支所地域振興課長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

三重短期大学の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第25号

三重短期大学の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重短期大学の組織に関する規則（平成18年津市規則第213号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 学長の権限に属する校務等を分掌させるため、本学に事務局を置く。

2 事務局に次に掲げる課等を置く。

(1) 大学総務課

総務担当

(2) 学生部

教務学生担当

(3) 附属図書館

図書担当

第11条第1項第2号を次のように改める。

(2) 大学総務課長

第11条中第11項を第13項とし、同条第10項中「事務局長」の次に「（事務局次長が置かれる場合における部次長決裁に係る部分については、事務局次長）」を加え、「事務局次長の」を「大学総務課長の」に、「大学総務担当」を「総務担当」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「学長」を「上司」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「学長」を「上司」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「事務局次長」を「大学総務課長」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 事務局次長は、事務局長を補佐して、あらかじめ定められた校務等を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第11条第2項中「所管の学務等」を「校務等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の後に次の1項を加える。

- 2 前項各号に定めるものほか、必要に応じ、事務局次長を置くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がなされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課等の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

三重短期大 事務局 学	大学 総務 担当	三重短期大 大学総務 総務担当 学事務局 課
// 学生部 教務学生 担当	// 学生部 教務学生 担当	
// 附属図書館 図書担当	// 附属図書館 図書担当	

(三重短期大学事務分掌規則の一部改正)

- 3 三重短期大学事務分掌規則（平成18年津市規則第214号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事務局大学総務担当」を「大学総務課総務担当」に改める。

別表中「大学総務担当」を「総務担当」に改める。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第26号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「時間外勤務（」を「時間外勤務並びに時間外勤務代休時間（」に、「第11条」を「第11条の2」に改める。

第4条第2項中「第14条第1項において」を「以下」に改める。

「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務」を「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間」に改める。

第3章中第11条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第11条の2 条例第8条の2第1項の規定で定める期間は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）

第27条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第27条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 約与条例第27条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）及び同条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間

(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 津市職員の育児休業等に関する条例(平成18年津市条例第35号)第16条又は第18条の規定により読み替えられた給与条例第27条第1項ただし書に規定する7時間45分又は同条第3項に規定する任命権者が定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第27条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、市長が定める。

第14条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第31条の見出し中「及び第5章」を「から第5章まで」に改め、同条中「及び第14条第1項」を「、第11条の2第1項及び第3項並びに第14条第

1項」に改め、「休憩時間」の次に「、時間外勤務代休時間の指定」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第27号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を削る。

第7条第1項中「任期付短時間勤務職員」を「育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改める。

第13条第3項中「同項」の次に「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が勤務時間条例第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは、「勤務時間条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

第14条に次の2項を加える。

4 条例第27条第4項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日
 - ア 当該月における日曜日
 - イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第4条第2項に規定する

週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。)に変更された日

- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

- (ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替(勤務時間規則第4条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

- (ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

- (イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日

- 5 条例第27条第4項の規則で定める勤務は、第2項各号に定める時間に行った勤務とする。

第15条第2項中「年末年始の休日等」の次に「又は勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

第23条第1項中「場合」の次に「及び任期付職員条例第10条第2項の規

定により読み替えて適用する場合」を加え、「教育職給料表」の次に「並びに任期付職員条例第9条第1項に規定する任期付職員給料表（以下「任期付職員給料表」という。）」を加える。

附則第7項中「人事研修担当」を「総務担当」に改める。

附則第8項第1号中「行政職給料表」の次に「及び任期付職員給料表」を加え、「及び三重短期大学学長」を「並びに三重短期大学学長」に改め、同項第2号及び第3号中「行政職給料表」の次に「及び任期付職員給料表」を加える。

別表第1行政職給料表の職務の級8級の項中「行政職給料表」の次に「及び任期付職員給料表」を加え、同表行政職給料表の職務の級7級の項中「行政職給料表」の次に「及び任期付職員給料表」を加え、「室次長及び」を削り、「水道局次長」の次に「、三重短期大学事務局次長」を加え、同表行政職給料表の職務の級6級の項中「行政職給料表」の次に「及び任期付職員給料表」を、

「規定する室長」の次に「、消防本部の室長」を加え、「消防署長（消防監以上の階級にある者を除く。）、消防署副署長」を「消防本部指令官（消防司令長以上の階級にある者に限る。）、消防署長（消防監以上の階級にある者を除く。）、消防署副署長、消防署指揮隊長（消防司令長以上の階級にある者に限る。）」に、「三重短期大学事務局次長」を「三重短期大学事務局大学総務課長」に改め、「室長及び担当副参事」を「担当副参事、地域支援員」に改め、同表行政職給料表の職務の級5級の項中「行政職給料表の職務」を「行政職給料表及び任期付職員給料表の職務」に、「企画員、地域企画員」を「地域支援員、企画員、地域企画員」に、「行政職給料表の7級」を「行政職給料表の5級」に、「消防署指揮指令、消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）、消防署分遣所長（消防司令以上のある者のうち消防長が特に定める者に限る。）」を「消防本部指令官（消防司令長以上の階級にある者を除く。）、消防本部副指令官、消防署指揮隊長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）、消防署分署長（消防司令長以上の階級にある者を除く。）、消防署指揮司令、消防署分遣所長」に改める。

別表第3中「行政職給料表」の次に「及び任期付職員給料表」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第28号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「同条第1項第3号、」を削り、「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

別表市長印の項中

三重県 津市 長之印	れい書	方30	辞令	人事課人事政策担当の担当主幹又は担当副主幹	1	を
------------------	-----	-----	----	-----------------------	---	---

長津三 之重 印市県	れい書	方30	表賞状等	総務課文書・公開担当の担当主幹又は担当副主幹	1	に、
三重県 津市 長之印	れい書	方30	辞令等	人事課人事政策担当の担当主幹又は担当副主幹	1	

三重県 津市 長交	れい書	方21	三重県交通災害 共済加入証兼領 収書及び印影印 刷用	市民交流課交 通安全担当の 担当主幹又は 担当副主幹	1	を削り、
-----------------	-----	-----	-------------------------------------	-------------------------------------	---	------

〔

三重県 津市長 印○○	れい書	方21	総合支所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。）及び教育委員会事務局事務所長専決事項	各総合支所総務課の庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	9
-------------------	-----	-----	---	-----------------------------	---

〕

を

〔

三重県 津市長 印○工	れい書	方21	工事事務所長及び担当副参事専決事項	各工事事務所の庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	2
三重県 津市長 印○○	れい書	方21	総合支所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。）及び教育委員会事務局事務所長専決事項	各総合支所地域振興課の庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	9

〕

に、

「94」を「82」に、「消防本部消防総務課人事研修担当」を「消防本部消防総務課総務担当」に、「短期大学事務局大学総務担当」を「短期大学事務局大学総務課総務担当」に改め、同表市長職務代理者印の項中

〔

津市長 職務代理 者印交	れい書	方21	三重県交通災害共済加入証兼領収書及び印影印刷用	市民交流課交通安全担当の担当主幹又は担当副主幹	1
--------------------	-----	-----	-------------------------	-------------------------	---

〕

を削り、

津市長 職務代理 者印○○	れい書	方21	総合支所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。）及び教育委員会事務局事務所長専決事項	各総合支所総務課の庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	9
---------------------	-----	-----	---	-----------------------------	---

を

津市長 職務代理 者印○工	れい書	方21	工事事務所長及び担当副参事専決事項	各工事事務所の庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	2
津市長 職務代理 者印○○	れい書	方21	総合支所長専決事項（契約書、覚書、協定書その他契約に相当するものを除く。）及び教育委員会事務局事務所長専決事項	各総合支所地域振興課の庶務を担当する担当主幹又は担当副主幹	9

に、

「94」を「82」に改め、同表災害対策本部長印の項中「防災危機管理課災害対策担当」を「防災室災害対策担当」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第29号

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則（平成18年津市規則第192号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

第13条 市長は、改造資金の融資を受けた者（供用開始の日から3年以内に改造工事を行う者に限る。）が融資を受けた指定金融機関に利率年1.0パーセントに相当する利子を支払ったときは、当該改造資金の融資を受けた者に対し、当該利子を補給するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の期日の指定金融機関への償還分に係る利子について適用し、同日前の期日の指定金融機関への償還分に係る利子については、なお従前の例による。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第30号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における条例第22条第2項の適用に関する特例）

3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における条例第22条第2項の適用については、同項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の16.5」と、同項第5号中「100分の6」とあるのは「100分の4.5」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市規則第31号

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 行政職給料表及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）第9条第1項に規定する任期付職員給料表（以下「任期付職員給料表」という。）の職務の級8級及び7級の職員（部長等（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第1号に規定する部長、同条第5項第1号に規定する担当理事、消防次長、三重短期大学事務局長、教育次長及び議会事務局長をいう。以下同じ。）及び久居総合支所長に限る。）、同条例第7条第1項に規定する特定任期付職員給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）の号給5号給以上の職員並びに三重短期大学学長 12,000円
- (2) 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級7級の職員（部長等及び久居総合支所長を除く。）及び6級の職員、特定任期付職員給料表の号給4号給及び3号給の職員並びに三重短期大学学生部長及び三重短期大学附属図書館長 10,000円
- (3) 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級5級の職員並びに特定任期付職員給料表の号給2号給及び1号給の職員 8,000円

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。 .

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第32号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成18年津市規則
第191号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とする。

第21条中「第15号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第22条と
し、第20条の次に次の1条を加える。

（督促）

第21条 条例第11条の規定による督促は、公共下水道事業受益者負担金
(分担金) 督促状兼納入通知書(第15号様式)によるものとする。

第3号様式その1を次のように改める。

第3号様式その1（第6条関係）

(1)

年度	下水道事業者負担金（分担金）	納入通知書

(お問い合わせ番号)

この納入通知書により、納付額を各納期限までに納めてください。

年 月 日

津市長（氏名） 国

(2)

下水道事業受益者負担金(分担金)賦課決定額

賦課決定額	納入通知額	賦課内容は別紙賦課明細書のとおり
年度	年度	年度
期別 納付期間(月) 納付期間(月)	日～日 月～日	円 円
期別 納付期間(月) 納付期間(月)	日～日 月～日	円 円

※納期限が休日等の場合は、その翌日が納期限となります。
下水道事業受益者負担金(分担金)賦課決定額

年度	年度	年度	年度
期別 納付期間(月) 納付期間(月)	日～日 月～日	円 円	円 円
期別 納付期間(月) 納付期間(月)	日～日 月～日	円 円	円 円
期別 納付期間(月) 納付期間(月)	日～日 月～日	円 円	円 円

下水道事業受益者負担金(分担金)一括納付報奨金差引納付額

納入期間	年月日から年月日まで	年月日から年月日まで	年月日から年月日まで	年月日から年月日まで
区分	全期分	1年分	全期分	1年分
負担金(分担金)額	円	円	円	円
一括納付報奨金額	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円

(3)

1 負担金（分担金）の納付について

(1) 年 回（毎年 回）に分割し、各年度ごとに送付する納入通知書により納付してください。

(2) 一括納付される場合は、一括納付報奨金が交付されます。この場合においては納付すべき負担金（分担金）の額は、一括納付報奨金を控除した額になります。一括納付報奨金の算式は次のとおりです。

◎ 第2期納付額×0.3／100×前納月数の累計＝一括納付報奨金（10円未満切捨て）

○ 次の納付方法のいずれかを選んで納付してください。

全額一括納付	全期分（2年目以降の時は残期分）の全額をまとめて納付の場合は、「全額一括」の納付書を使用してください。 また、納付日が 月 日まであれば「前納Ⅰ」を、 月 日から 月 日であれば「前納Ⅱ」を使用してください。
1年分一括納付	1年分をまとめて納付する場合は、「1年分」の納付書を使用してください。 また、納付日が 月 日まであれば「1年分Ⅰ」を、 月 日から 月 日であれば「1年分Ⅱ」を使用してください。
毎期納付	年 回各納期ごとに納付する場合は、「1期分～期分」の各期別納付書を使用してください。

(4)

2 納付場所

(1) 津市指定金融機関

(2) 津市収納代理金融機関

※ 三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内の郵便局では、この納付書が使用できます。

これ以外の郵便局で納付の場合は、同封の「払込取扱票」により最寄りの郵便局から納付してください。

3 この納付書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等をすることができます。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないことがあります。
件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

4 滞納した場合
納期限までに受益者分担金を納入されないとときは、納期限の翌日から日数に応じて年14.5%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.25%）の延滞金を徴収します。また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

5 受益者に変更があった場合
受益者に変更があった場合は、変更後の納期に係る負担金（分担金）は、新たに受益者となつた者が納付することになりますので、
遅滞なく下水道事業受益者変更申告書を提出してください。

6 住所変更した場合
住所を変更した場合は、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を提出してください。

7 お問い合わせ先
(〒) (名称) 部 (名称) 課
(電話) ()

5

下水道事業受益者負担金（分担金）賦課明細書

※賦課決定額は10円未満の端数は切捨て

6

下水道事業受益者負担金(分担金)		納付書兼納入済通知書	
年度	前納1	口座番号	加入者名 津市
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
<p>手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようないいに記入してください。</p> <p>この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>			
住所	津市		
氏名	様納		
<p>●この納付書は、一括納付される場合に御使用ください。</p> <p>(納入期間は、月 日から 月 日までです。)</p>			
賦課年度	徴収年度	月	期別
通知書番号			
負担金額 (分担金)		円	
一括納付報奨金		円	
合計		円	
納期限	年 月 日	印	
<p>全額一括前納!</p> <p>この納付書は、上記の納入期間の翌日以降、使用できません。</p>			

(8)

下水道事業受益者 負担金(分担金)領収証書	下水道事業 負担金(分担金)納付書兼納入済通知書																												
口座番号	年度 前納II																												
加入者名 津市	加入者名 津市																												
年 前納II	年 前納II																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">様</th> </tr> <tr> <th>賦課度</th> <th>徴収度</th> <th>年度</th> <th>期別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金 (分担金) 額</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一括納付 報奨金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		様				賦課度	徴収度	年度	期別	通知書番号				負担金 (分担金) 額		円		一括納付 報奨金		円		合 計		円		納期限	年 月 日	年 月 日	
様																													
賦課度	徴収度	年度	期別																										
通知書番号																													
負担金 (分担金) 額		円																											
一括納付 報奨金		円																											
合 計		円																											
納期限	年 月 日	年 月 日																											
上記のとおり領収しました。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">前納II 全額一括</th> </tr> <tr> <th>領 收 日 付 印</th> <th>合 計</th> <th>納 期 限</th> <th>日 月 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		前納II 全額一括				領 收 日 付 印	合 計	納 期 限	日 月 年	津市																			
前納II 全額一括																													
領 收 日 付 印	合 計	納 期 限	日 月 年																										
津市																													
納入者保管																													

下水道事業受益者 負担金(分担金)納付書	下水道事業 負担金(分担金)納付書兼納入済通知書																												
口座番号	年度 前納II 口座番号																												
加入者名 津市	加入者名 津市																												
年 前納II	年 前納II																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">様</th> </tr> <tr> <th>賦課度</th> <th>徴収度</th> <th>年度</th> <th>期別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金 (分担金) 額</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一括納付 報奨金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		様				賦課度	徴収度	年度	期別	通知書番号				負担金 (分担金) 額		円		一括納付 報奨金		円		合 計		円		納期限	年 月 日	年 月 日	
様																													
賦課度	徴収度	年度	期別																										
通知書番号																													
負担金 (分担金) 額		円																											
一括納付 報奨金		円																											
合 計		円																											
納期限	年 月 日	年 月 日																											
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように記入してください。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">前納II 全額一括</th> </tr> <tr> <th>領 收 日 付 印</th> <th>左記のとおり領収しました。</th> <th>右記のとおり領収しました。</th> <th>左記のとおり領収しました。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		前納II 全額一括				領 收 日 付 印	左記のとおり領収しました。	右記のとおり領収しました。	左記のとおり領収しました。	津市																			
前納II 全額一括																													
領 收 日 付 印	左記のとおり領収しました。	右記のとおり領収しました。	左記のとおり領収しました。																										
津市																													
金融機関又は郵便局→津市																													

この運送書は、機械処理しますので、汚したり、
さしこださないでください。

折り曲げたりしてしまったので、汚したり、
さしこださないでください。

この運送書は、上記の
納入期間の翌日以降、
使用できません。

金融機関又は郵便局→津市

下水道事業受益者
負担金(分担金)領収証書
口座番号

(9)

下水道事業受益者
負担金(分担金)納入書
④
口座番号
加入者名 津市
年度 1年分 I

様		
賦課年度	徴収年度	期別
通知書番号		
負担金額(分担金)	円	円
一括納付報奨金	円	円
合計	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

上記のとおり領収しました。

領收日付印	1年分一括	1年分一括	津市
納期限	年 月 日	年 月 日	納入者保管

下水道事業受益者
受益者負担金(分担金)納付書兼納入済通知書
④
口座番号
加入者名 津市
年度 1年分 I 口座番号 加入者名 津市

様		
賦課年度	徴収年度	期別
通知書番号		
負担金額(分担金)	円	円
一括納付報奨金	円	円
合計	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

上記のとおり領収しました。

領收日付印	1年分一括	1年分一括	津市
納期限	年 月 日	年 月 日	金融機関又は郵便局保管

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、曲げたりしないでください。

この納付書は、1年分一括納付される場合に御使用ください。

(納入期間は、月 日から月 日までです。)

賦課年度	徴収年度	期別
通知書番号		

左記のとおり領収しました。
から通知します。

領收日付印	1年分一括	1年分一括	津市
納期限	年 月 日	年 月 日	金融機関又は郵便局保管

この納付書は、上記の納入期間の翌日以降、使用できません。

金融機関又は郵便局一津市

津市保管

(10)

下水道事業受益者 負担金(分担金)領収証書	④ 口座番号	下水道事業 負担金(分担金)納入書	④ 受益者負担金(分担金)	納付書兼納入済通知書
加入者名 津市	加入者名 津市	年度 1年分Ⅱ	年度 1年分Ⅱ	口座番号
様				
賦課年度	徴収年度	期別	賦課年度	徴収年度
通知書番号			通知書番号	
負担金 (分担金) 額	円	負担金 (分担金) 額	円	負担金 (分担金) 額
一括納付 報奨金	円	一括納付 報奨金	円	一括納付 報奨金
合計	円	合計	円	合計
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限

上記のとおり領収しました。

領 收 日 付 印	1年分Ⅱ	1年分Ⅱ
領 收 日 付 印	1年分一括	1年分一括

津市
納入者保管

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように記入してください。
折り曲げたりしながれたりしない機械処理しますので、活したり、
くください。

住 所	氏 名	様
津市		
通知書番号	賦課年度	徴収年度
負担金 (分担金) 額	通知書番号	期別
一括納付 報奨金	負担金 (分担金) 額	一括納付 報奨金
合計	合計	合計
納期限	年 月 日	年 月 日

●この納付書は1年分一括納付される場合に御使用ください。既に、
1年分Ⅰで納付済の場合は、納付は不要です。
(納入期間は、月から月までです。)

賦課年度 徴収年度 期別

通知書番号

左記のとおり領収しました。
から通知します。

領 收 日 付 印	1年分Ⅱ	1年分一括
領 收 日 付 印	1年分Ⅱ	1年分一括

津市
金融機関又は郵便局保管

(12)

下水道事業受益者 負担金(分担金)領収証書 口座番号	加入者名 津市	年度 第2期分	様
負担金(分担金) 口座番号	加入者名 津市	年度 第2期分	
賦課年度 通知書番号	徴収年度 通知書番号	期別	
負担金(分担金) 額	負担金(分担金) 額		
督促手数料	延滞金	円	円
合計	合計	円	円
納期限 年月日	納期限 年月日	年月日	年月日
上記のとおり領収しました。			
領収日付印	督促手数料	円	円
領収日付印	延滞金	円	円
領収日付印	合計	円	円
領収日付印	納期限 年月日	年月日	年月日

2 津市 納入者保管 金融機関又は郵便局保管

下水道事業 受益者負担金(分担金)納付書兼納入済通知書 ④ 口座番号	年度 第2期分	口座番号	加入者名 津市
住 所	氏 名	捺印	
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように記入してください。			
津市			
賦課年度 通知書番号	徴収年度 通知書番号	期別	
負担金(分担金) 額	負担金(分担金) 額		
督促手数料	延滞金	円	円
合計	合計	円	円
納期限 年月日	年月日	年月日	年月日
上記のとおり領収しました。			
領収日付印	督促手数料	円	円
領収日付印	延滞金	円	円
領収日付印	合計	円	円
領収日付印	納期限 年月日	年月日	年月日

2 津市 金融機関又は郵便局保管

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように記入してください。

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

左記のとおり領収しました。
から通知します。

第15号様式中「第21条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を第16号様式とし、第14号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第1号

府中一般
出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月19日

津市長 松 田 直 久

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「昇給発令通知書」を「給料異動通知書」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

給料異動 通知書	所 属	職員番号	氏 名	種類
	異 動 内 容			
	年 月 日			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第2号

府中一般
出先機関

津市地域支援員設置規程を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市地域支援員設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地域支援員の設置、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号）第2条に規定する総合支所（以下「総合支所」という。）の所管区域内における地域振興の推進を図るため、総合支所に地域支援員を置く。

(身分)

第3条 地域支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用する短時間勤務の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 地域支援員は、総合支所長の指示等の下、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 地域審議会等への出席及び地域での各種行事等への参加その他地域における巡回等により、当該地域の実情を把握し、課題の整理等を行うこと。
- (2) 地域住民による地域振興に係る活動に対し、情報提供を行うなど支援等を図ること。
- (3) 住民活動室を設置し、及び管理し、地域住民による当該住民活動室の活用等を通して、住民活動を支援し、及び地域住民と連携する等地域住民と協働した地域振興の推進を図ること。
- (4) 地域振興室長等及び他の地域支援員との連絡調整会議や、隣接する総合支所における地域支援員との連絡調整会議を開催・活用すること等により、本庁各部課等及び他の総合支所との連携による地域振興の推進を図ること。
- (5) 地域住民からの地域振興を始め行政全般にわたる相談等に応じ、当該総合支所各課等のほか、本庁各部課等及び他の総合支所等との調整等を行う

こと。

(6) その他地域振興に係る支援等を行うこと。

(専決事項)

第5条 地域支援員の専決事項は、総合支所の課長の専決事項（共通専決事項に限る。）の例による。

(報告)

第6条 地域支援員は、必要に応じ職務の実施状況その他当該総合支所各課に係る関連事項等について、当該総合支所長に報告するものとする。

2 地域支援員は、毎月の職務の実施状況等について、翌月5日までに当該総合支所長に報告するとともに、政策財務部政策課地域振興室を経て市長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、地域支援員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

庁中一般
出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表昇任の項中「部（室）長」を「部長」に改め、同表育児短時間勤務に伴う任期付採用の項の次に次のように加える。

一般職の任期付採用	採用	津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）第2条から第4条までの規定により任期を定めて職員の職に任命することをいう。	津市〇〇に任命する（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第〇条第〇項第〇号による） 〇〇を命ずる 〇〇号給（〇級）に決定する 〇〇円を給する 〇〇部〇〇課（週〇〇時間勤務）勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする 例 1 組織上の職で常時勤務を要する職に採用する場合 「津市事務（技術）職員に任命する（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第〇条第〇項による） 〇〇部〇〇課長を命ずる 〇〇号給（〇級）に決定する 〇〇円を給する
-----------	----	--	---

		<p>任期は〇年〇月〇日までとする」</p> <p>2 組織上の職以外で短時間勤務の職に採用する場合</p> <p>「津市事務（技術）職員に任命する（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第〇条第〇項による）</p> <p>主事（技師）を命ずる</p> <p>〇〇号給（〇級）に決定する</p> <p>〇〇円を給する</p> <p>〇〇部〇〇課（週〇〇時間勤務）</p> <p>勤務を命ずる</p> <p>任期は〇年〇月〇日までとする」</p>
更新	任期付職員の任期を更新することをいう。	任期を〇年〇月〇日まで更新する
任期満了	任期の満了により任期付職員が当然に退職することをいう。	任期の満了により〇年〇月〇日限り退職とする

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

府中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長及び」及び「室次長及び」を削る。

別表第2個別専決事項の表防災危機管理室の表を次のように改める。

危機管理部

課	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	課長	部 次 長	部長	副 市 長
危機管理課	1 危機管理に係る事務の調整及び指導に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	2 防災行政の企画及び調整に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	3 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	4 津市防災会議及び津市国民保護協議会に関する事務				○	

	すること。					
5	津市新型インフルエンザ対策本部に係る総合調整に関すること。				○	
6	防災行政無線の運用に関すること。	○				

別表第2個別専決事項の表スポーツ・文化振興室の表中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改め、同表スポーツ振興課の項中「運動施設」の次に「及びスポーツ公園」を加える。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表福祉政策課の項中

	2 福祉バスの運行及び管理に係る総括に関すること。		軽易なものの	やや重要なもの	重要なもの	
--	---------------------------	--	--------	---------	-------	--

を削り、「3 民生委員」を「2 民生委員」に、「4 戦傷病者」を「3 戦傷病者」に、「5 旧軍人等」を「4 旧軍人等」に、「6 災害見舞金等」を「5 災害見舞金等」に、「7 災害弔慰金等」を「6 災害弔慰金等」に、「8 津市市民活動センター」を「7 津市市民活動センター」に、「9 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を「8 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改め、同表こども家庭課の項中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別表第2個別専決事項の表商工観光部の表産業政策振興課の項を次のように改める。

産業政策振興課	工業の振興の計画、実施及び調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
---------	------------------------	----------	-------	---------	-------	---------

別表第2個別専決事項の表下水道部の表下水道政策課の項中

	11 特定事業場に係る設置申請の審査に関すること。		○			
--	---------------------------	--	---	--	--	--

を削り、「12 公共下水道使用者」を「11 公共下水道使用者」に、「13 公共下水道事業受益者負担金」を「12 公共下水道事業受益者負担金」

に、「14 公共下水道事業受益者負担金」を「13 公共下水道事業受益者負担金」に、「15 公共下水道事業受益者負担金」を「14 公共下水道事業受益者負担金」に、「16 公共下水道事業受益者負担金」を「15 公共下水道事業受益者負担金」に、「17 公共下水道事業受益者負担金」を「16 公共下水道事業受益者負担金」に、「18 公共下水道事業受益者負担金」を「17 公共下水道事業受益者負担金」に、「19 公共下水道事業受益者負担金」を「18 公共下水道事業受益者負担金」に、「20 排除汚水量」を「19 排除汚水量」に、「21 下水道使用料」を「20 下水道使用料」に、「22 下水道使用料」を「21 下水道使用料」に、「23 下水道使用料」を「22 下水道使用料」に、「24 下水道使用料」を「23 下水道使用料」に、「25 下水道使用料」を「24 下水道使用料」に、「26 下水道使用料」を「25 下水道使用料」に、「27 下水道使用料」を「26 下水道使用料」に、「28 加入金」を「27 加入金」に、「29 加入金」を「28 加入金」に、「30 加入金」を「29 加入金」に、「31 加入金」を「30 加入金」に、「32 加入金」を「31 加入金」に改め、同表下水道建設課の項を次のように改める。

下水道建設課	1 私道への公共下水道設置に係る工事施行の決定に関すること。				○	
	2 下水道建設工事に係る公共ます等の設置の決定等に関すること。		○			
	3 下水道管渠 ^{きょく} 等に係る占用許可に関すること。		○			
	4 既設汚水管への公共ます等の設置の決定等に関すること。		○			
	5 下水道台帳の管理に関すること。		○			
	6 特定事業場に係る設置申請の審査に関する		○			

	こと。				
7	下水道に流入する水質の規制及び指導に関すること。	○			
8	下水道認可区域浄化槽設置事業補助金の交付決定に関すること。	○			

別表第3中

19 水路の維持管理に関すること。	○			
20 道路の維持及び施設の小修繕に関すること。	○			
21 公園緑地、都市下水路及び下水道の管渠の維持管理に係る作業に関すること。	○			
22 下水道ポンプ施設、排水施設及び排水路の清掃作業に関すること。	○			
23 三重県屋外広告物条例に基づく広告物（はり紙、はり札及び立看板に限る。）の除却に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの	特に重要なものの
24 以上に掲げるもの以外のもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの	

を

19 久居総合支所の所管区域における道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関する事（津南工事事務所に限る。）。	○			
20 久居総合支所の所管区域における幹線道路の整備に係る地元調整に関する事（津南工事事務所に限る。）。	○			
21 水路の維持管理に関する事。	○			

22 久居総合支所の所管区域における道路、水路の占用許可の受付及び占用料の徴収に関すること（津南工事事務所に限る。）。		○			
23 道路の維持及び施設の小修繕に関すること。		○			
24 公園緑地及び下水道の管渠の維持管理に係る作業に関すること。		○			
25 久居総合支所の所管区域における公園緑地の維持管理に関するこ（津南工事事務所に限る。）。		○			
26 久居総合支所の所管区域における公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関するこ（津南工事事務所に限る。）。		○			
27 久居総合支所の所管区域における公園緑地の占用に係る申請の受付等に関するこ（津南工事事務所に限る。）		○			
28 下水道ポンプ施設、排水施設及び排水路の清掃作業に関するこ。		○			
29 三重県屋外広告物条例に基づく広告物（はり紙、はり札及び立看板に限る。）の除却に関するこ。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの	
30 以上に掲げるもの以外のもの		軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの	

に改める。

別表第4個別専決事項の表政策財務部政策課の表地域振興室の項を次のように改める。

地域振	1 地域振興事業に係る	軽易	やや	重 要	特に
-----	-------------	----	----	-----	----

興室	企画及び総合調整に關すること。	なも の	重要 なも の	なも の	重要 なも の
				なも の	重要 なも の
	2 総合支所との総合調整に關すること。			○	
	3 地域審議会との連絡調整に關すること。			○	
	4 地域支援員との連絡調整に關すること。			○	
	5 津地区地域審議会に係る庶務に關すること。			○	
	6 過疎地域等に係る対策の推進及び総合調整に關すること。			○	

別表第4個別専決事項の表政策財務部政策課の表の次に次の表を加える。

危機管理部危機管理課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部 次 長	部長	副 市 長
防災室	1 災害対策に係る事務の調整及び指導に關すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	2 津市災害対策本部に係る総合調整に關すること。				○	
	3 防災訓練の企画及び実施に係る調整に關すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
	4 災害用備蓄資機材等に關すること。		軽易 なも の	やや 重要	重要 なも の	

		の	なも	の	
	5 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なもの	
	6 自主防災組織への支援等に関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なもの	

別表第4 個別専決事項の表健康福祉部保険年金課の表の次に次の表を加える。

商工観光部産業政策振興課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部 次 長	部長	副 市 長
企業誘致室	1 企業の誘致に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	2 企業の立地に係る補助金の交付決定に関すること。				○	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第5号

府中一般
出先機関

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令
(津市庁議及び幹部会議に関する規程の一部改正)

第1条 津市庁議及び幹部会議に関する規程(平成18年津市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「各部(局及び室を含む。以下同じ。)」を「各部等の」に改める。

第5条第1項中「各部」を「各部等」に改める。

第6条第1項中「各局、部等」を「各部等」に改め、同条第2項中「主管部長(局長及び室長を含む。)」を「主管部長等」に改める。

(津市政策調整会議の設置等に関する規程の一部改正)

第2条 津市政策調整会議の設置等に関する規程(平成18年津市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長及び」を削る。

(津市文書管理規程の一部改正)

第3条 津市文書管理規程(平成18年津市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「室及び」を削り、同条第5号中「及び津市支所及び出張所処務規程第2条第2項に規定する室」を削る。

第5条(見出しを含む。)中「各総合支所総務課長」を「各総合支所地域振興課長」に改める。

第6条中「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

第11条中「各総合支所総務課に」を「各総合支所地域振興課に」に、

「各総合支所総務課長」を「各総合支所地域振興課長」に改める。

第13条、第14条及び第15条第2項中「各総合支所総務課」を「各総合支所地域振興課」に改める。

第19条第1項中「（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を含む。以下同じ。）」及び「防災危機管理室次長、スポーツ・文化振興室次長及び」を削る。

第29条第4項中「各総合支所総務課」を「各総合支所地域振興課」に改める。

（津市臨時職員取扱規程の一部改正）

第4条 津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「室及び事務局並びに」を「事務局及び」に改める。

（津市職員服務規程の一部改正）

第5条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第5号中「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、同条第6号中「及び支所等処務規程第4条第2項に規定する職員」を削り、同条第7号中「同条第4項第3号」を「同条第3項第3号」に改める。

第26条第1項第2号ウ中「総務課長」の次に「及び各総合支所地域振興課長」を加える。

（津市庁舎防火等管理規程の一部改正）

第6条 津市庁舎防火等管理規程（平成18年津市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防災危機管理室長及び」を削る。

（津市自動車管理規程の一部改正）

第7条 津市自動車管理規程（平成18年津市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

（津市自動車事故対策委員会規程の一部改正）

第8条 津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を
「第4条第3項第1号」に改める。

(津市土地取得等審査委員会規程の一部改正)

第9条 津市土地取得等審査委員会規程（平成18年津市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「防災危機管理室長、スポーツ・文化振興室長、」を削り、
「第4条第2項に規定する室長及び同条第4項第1号」を「第4条第3項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第 6 号

府中一般
出先機関

津市土地開発基金管理運用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市土地開発基金管理運用規程を廃止する訓令

津市土地開発基金管理運用規程（平成 18 年津市訓令第 25 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第7号

府中一般
出先機関

三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令

三重短期大学人事に関する規程（平成18年津市訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（事務局長等）」に改め、同条中「事務局長」の次に「、事務局次長及び大学総務課長」を加える。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第 8 号
津市水道事業管理規程第 2 号
津市教育委員会訓令第 3 号
津市選挙管理委員会告示第 38 号
津市農業委員会告示第 1 号
津市監査委員告示第 4 号
津市議会規程第 1 号

府中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市水道事業管理者職務代理者 波多野 隆 生

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 大 橋 達 郎

津市農業委員会会長 野 田 悟

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議會議長 川 崎 正 次

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選舉管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を除く。）」を削る。

別表第1中「久居総合支所総務課」を「久居総合支所地域振興課」に改める。

別表第4中

「

久居総合支所産業環境課（津市森清掃管理事業センターに限る。）	を
片田浄水場	
津市一志学校給食センター	

」

「

片田浄水場	に改める。
津市一志学校給食センター	

」

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第9号

序中一般

出先機関

津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

津市防災行政無線局管理運用規程（平成21年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防災危機管理室長」を「危機管理部長」に改める。

第5条第2項中「防災危機管理課長」を「危機管理課長」に改める。

第6条第2項中「災害対策担当副参事、防災危機管理担当副参事」を「防災室長、危機管理担当副参事」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市訓令第10号

序中一般
出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「総務課」を「地域振興課」に、「防災危機管理担当」を「危機管理担当 地域振興担当 産業振興担当 環境担当」に改め、「産業環境課 産業振興担当 廃棄物担当 環境保全担当 建設維持課 建設維持担当」を削り、同項第2

号の表中「総務課」を「地域振興課」に、「市民生活担当」を「地域振興担当 産業振興・環境担当」に改め、「産業環境課 産業・環境担当 維持担当」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条第2項を削り、同条第3項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「（室にあっては、第1号に規定する担当副参事を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前条第4項第2号」を「前条第3項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前条第4項第3号」を「前条第3項第3号」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「前条第4項第4号」を「前条第3項第4号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「前条第5項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、同項を同条第8項とする。

第6条中「及び室長」を削る。

第8条中「、室長」を削る。

第9条第1項中「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「別表第8」を「別表第6」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「別表第5から別表第8」を「別表第4から別表第6まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前4項」を「前3項」に、「別表第9」を「別表第7」に、「第4条第4項第3号」を「第4条第3項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「別表第4から別表第5まで」を「別表第4及び別表第5」に改め、「第4条各号」の次に「に掲げる事項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第4条第6項」を「第4条第5項」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第10」を「別表第8」に改め、同項を同条第6項とする。

第10条中「課等」を「課」に改める。

附則第2項中「第4条第5項」を「第4条第4項」に改める。

別表第1久居総合支所の表総務課の部中「総務課」を「地域振興課」に改め、同部総務担当の項第36号中「及び維持管理」を削り、同項第39号中「（地域振興室を含む。）」を削り、同号を同項第40号とし、同項中第38号を第39号とし、第37号を第38号とし、同号の前に次の1号を加える。

(37) 公共交通事業の運営に関すること。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部中

「防災危機管理担当	(1) 防災訓練の実施に係る調整に 関すること。 (2) 防災行政無線等の通信機器の 管理運用に關すること。 (3) 住宅に係る耐震診断及び耐震 補強の推進に關すること。 (4) 自主防災組織に關すること。 (5) 防災意識の向上に關すること。 (6) 防災に係る関係機関等との連 絡調整に關すること。 (7) 危機管理に係る訓練の実施に 關すること。
-----------	---

危機管理担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理・災害対策に係る事務に関すること。 (2) 防災行政無線等の通信機器の管理運用に関すること。 (3) 防災訓練の実施に係る調整に関すること。 (4) 災害対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (5) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関すること。 (6) 自主防災組織への支援等に関すること。 (7) 防災意識の普及啓発に関すること。
地域振興担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動の振興事業に係る企画及び調整に関すること。 (2) 地区地域審議会に関すること。 (3) 過疎地域等に係る対策に関すること。
産業振興担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業等及び勤労者福祉に関すること。 (2) 津市七栗産業会館及び津市桃園情報センターの維持管理に関すること。 (3) 営業証明に関すること。 (4) 商工業に係る育成に関すること。 (5) 商工業に係る融資相談に関すること。 (6) 津市小規模事業資金融資に係る補助金の申請受付に関すること。

- (7) 各種商工業関係団体に関すること。
- (8) 物産の振興事業に係る相談に関すること。
- (9) 久居駅東口駐車場に関すること。
- (10) 観光関係団体に関すること。
- (11) 観光施設に関すること。
- (12) 観光事業の実施に関すること。
- (13) 農業及び畜産業の指導及び振興に関すること。
- (14) 農業経営基盤強化促進対策に係る認定農業者の育成、確保及び農用地流動化の調整に関すること。
- (15) 戸別所得補償対策に係る地区水田農業推進協議会に関すること。
- (16) 農作物の病虫害の防除に関すること。
- (17) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (18) 農作物等への鳥獣被害の防止に関すること。
- (19) 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。
- (20) 農業関係団体の指導及び育成に関すること。
- (21) 農業の振興に係る施設に関すること。
- (22) 農業振興地域整備計画に係る農振除外申請の受付及び地元調整に関すること。

- (23) 農用地利用集積計画に係る受付及び入力並びに農用地流動化助成金対象農地の調査に関すること。
- (24) 農業用施設等の維持管理に関すること。
- (25) 農業用施設等の国営及び県営事業の調整に関すること。
- (26) 農業用施設等の災害復旧事業の調整及び調査に関すること。
- (27) 農業共済事務に係る連絡調整に関すること。
- (28) 細目書及び野帳の受付等に関すること。
- (29) 林業関係団体の指導及び育成に関すること。
- (30) 林道の維持管理に関すること。
- (31) 林業用基盤施設及び林業の振興に係る施設に関すること。
- (32) 水産業の振興に関すること。
- (33) 水産加工の振興に関すること。
- (34) 水産物の流通改善に係る地元調整及び要望の取りまとめに関すること。
- (35) 水産関係団体に係る地元調整及び要望の取りまとめに関すること。
- (36) 養殖業及び栽培漁業の推進に関すること。
- (37) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）等による届出に係る調整に関すること。
- (38) 公有地の拡大の推進に関する

法律（昭和42年法律第66号）に基づく届出に係る調整に関すること。

- (39) 開発行為等の計画に係る事前相談及び地元調整に関すること。
- (40) 違反開発行為に係る情報等に関すること。
- (41) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事前相談等に関すること。
- (42) 緑化意識の普及に関すること。
- (43) 違反建築物に係る情報等に関すること。
- (44) 建築基準法に係る道路等の調査に関すること。
- (45) 建築に係る事前相談等に関すること。
- (46) モーテル類似旅館等の建築に係る事前相談等に関すること。
- (47) 建築工事届の受付等に関すること。
- (48) 建築物等に係る調査等に関すること。
- (49) 市有建築物の維持修繕に関すること。
- (50) 排水設備計画確認申請書等の受付に関すること。
- (51) 水洗便所改造資金の融資あつせん及び助成等の申請書の受付に関すること。
- (52) 下水道普及向上預金の審査、受付及び交付申請の受付に関すること。

- (53) 公共下水道事業受益者負担金に係る申告書等の受付及び調査に関すること。
- (54) 公共下水道事業受益者負担金の徴収に関すること。
- (55) 下水道使用料に係る申告書等の受付及び調査に関すること。
- (56) 下水道使用料の徴収に関すること。
- (57) 下水道に係る加入金の徴収に関すること。
- (58) 私道への公共下水道設置に係る申請の受付に関すること。
- (59) 下水道建設工事に係る公共ます等の設置申請に関すること。
- (60) 下水道管渠等に係る占用申請書の受付に関すること。
- (61) 既設汚水管への公共ます等の設置申請に関すること。
- (62) ポンプ施設及び附帯施設の維持管理に係る地元調整に関すること。
- (63) ポンプ施設及び附帯施設に係る占用申請書の受付に関すること。
- (64) 終末処理場の維持管理に係る地元調整に関すること。
- (65) 準用河川の維持管理に関すること。
- (66) 準用河川に係る占用又は採取の許可申請書の受付に関すること。

	<p>(67) 準用河川と民有地との境界に関すること。</p> <p>(68) 調整池の維持管理に関すること。</p> <p>(69) 調整池に係る占用許可申請書の受付に関すること。</p> <p>(70) 砂防事業に係る調査、調整等に関すること。</p> <p>(71) 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関すること。</p> <p>(72) 地すべり防止区域内制限行為に係る調査、調整等に関すること。</p>
環境担当	<p>(1) 一般廃棄物処理業及び屎浄化槽清掃業の許可等に係る申請の受付に関すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分の調査、指導等に関すること。</p> <p>(3) 不法投棄に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物に係る環境パトロールに関すること。</p> <p>(5) 資源循環関係の補助に係る申請の受付に関すること。</p> <p>(6) ごみ一時集積所に関すること。</p> <p>(7) ごみの分別の指導に関すること。</p> <p>(8) ごみの収集作業の計画及び実施に関すること。</p> <p>(9) 犬、猫等の死骸処理に関すること。</p> <p>(10) 生活環境の美化の実施に関すること。</p>

- | |
|--|
| (11) 住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助に関すること。 |
| (12) 風力発電事業に関すること。 |
| (13) 共同汚水処理施設の管理及び運営に関すること。 |
| (14) 共同汚水処理施設に係る修繕工事の補助申請の受付に関すること。 |
| (15) 净化槽の普及に関すること。 |
| (16) 自然環境に関すること。 |
| (17) 環境対策の計画、実施及び調整に係る調査に関すること。 |
| (18) 環境関係法令に基づく届出に関すること。 |
| (19) 環境保全協定に基づく調査及び指導等に関すること。 |
| (20) 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。 |
| (21) 環境影響評価の縦覧等に関すること。 |
| (22) 墓地、納骨堂等に係る経営の許可等の受付及び市営墓地の維持管理に関すること。 |
| (23) そ族及び昆虫の駆除に関すること。 |
| (24) 狂犬病の予防に関すること。 |
| (25) 動物の愛護及び適正な飼養に関すること。 |

改め、同表福祉課の部福祉担当の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同部こども家庭担当の項第1号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表産業環境課の部及び建設維持課の部を削る。

別表第1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良

洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表総務課の部中「総務課」を「地域振興課」に改め、同部総務担当の項第36号中「及び維持管理」を削り、同項第45号を次のように改める。

- (45) 危機管理・災害対策に係る事務に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第47号から第51号までを次のように改める。

- (47) 防災訓練の実施に係る調整に関すること。
(48) 災害対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
(49) 木造住宅の耐震補強等の促進に関すること。
(50) 自主防災組織への支援等に関すること。
(51) 防災意識の普及啓発に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項第54号中「(地域振興室を含む。)」を削り、同号を同項第72号とし、同項中第53号を第71号とし、第52号を第70号とし、第51号の次に次の各号を加える。

- (52) 自治会との連絡調整に関すること。
(53) 地縁による団体に関すること。
(54) 防犯意識の高揚等に関すること。
(55) 市民活動に関すること。
(56) 市民活動の組織の育成援助に関すること。
(57) 市民等との協働の推進に関すること。
(58) コミュニティ施設及び集会所に関すること。
(59) 市民相談に関すること。
(60) 消費者相談に関すること。
(61) 計量器の各種検査等に係る支援に関すること。
(62) 水道に係る相談に関すること。
(63) 交通安全意識の啓発に関すること。
(64) 交通災害共済に係る受付に関すること。
(65) 交通安全の相談に関すること。
(66) 放置自転車対策に関すること。
(67) 國際化への対応に関すること。

(68) 国際交流に係る事業の推進に関すること。

(69) 公共交通事業の運営に関すること。

別表第1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部中

市民生活担当	<p>(1) 自治会との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 地縁による団体に関すること。</p> <p>(3) 防犯意識の高揚等に関すること。</p> <p>(4) 市民活動に関すること。</p> <p>(5) 市民活動の組織の育成援助に関すること。</p> <p>(6) 市民等との協働の推進に関すること。</p> <p>(7) コミュニティ施設及び集会所に関すること。</p> <p>(8) 市民相談に関すること。</p> <p>(9) 消費者相談に関すること。</p> <p>(10) 計量器の各種検査等に係る支援に関すること。</p> <p>(11) 水道に係る相談に関すること。</p> <p>(12) 交通安全意識の啓発に関すること。</p> <p>(13) 交通災害共済に係る受付に関すること。</p> <p>(14) 交通安全の相談に関すること。</p> <p>(15) 放置自転車対策に関すること。</p> <p>(16) 国際化への対応に関すること。</p> <p>(17) 国際交流に係る事業の推進に関すること。</p>
--------	--

地域振興担当	(1) 地域活動の振興事業に係る企画及び調整に関すること。 (2) 地区地域審議会に関すること。 (3) 過疎地域等に係る対策に関すること。
産業振興・環境担当	(1) 中小企業等及び勤労者福祉に関すること。 (2) 営業証明に関すること。 (3) 商工業に係る育成に関すること。 (4) 商工業に係る融資相談に関すること。 (5) 津市小規模事業資金融資に係る補助金の申請受付に関すること。 (6) 各種商工業団体に関すること。 (7) 物産の振興事業に係る相談に関すること。 (8) 観光関係団体に関すること。 (9) 観光施設に関すること。 (10) 観光事業の実施に関すること。 (11) 農業及び畜産業の指導及び振興に関すること。 (12) 農業経営基盤強化促進対策に係る認定農業者の育成、確保及び農用地流動化の調整に関すること。 (13) 戸別所得補償対策に係る地区水田農業推進協議会に関すること。 (14) 農作物の病虫害の防除に関すること。 (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関すること。

- (16) 農作物等への鳥獣被害の防止に関すること。
- (17) 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。
- (18) 農業関係団体の指導及び育成に関すること。
- (19) 農業の振興に係る施設に関すること。
- (20) 農業振興地域整備計画に係る農振除外申請の受付及び地元調整に関すること。
- (21) 農用地利用集積計画に係る受付及び入力並びに農用地流動化助成金対象農地の調査に関すること。
- (22) 農業用施設等の維持管理に関すること。
- (23) 農業用施設等の国営及び県営事業の調整に関すること。
- (24) 農業用施設等の災害復旧事業の調整及び調査に関すること。
- (25) 農業集落排水処理施設使用料の徴収に関すること。
- (26) 農業集落排水施設等の整備及び維持管理に関すること。
- (27) 農業共済事務に係る連絡調整に関すること。
- (28) 細目書及び野帳の受付等に関すること。
- (29) 林業関係団体の指導及び育成に関すること。
- (30) 林道の維持管理に関すること。

- (31) 林業用基盤施設及び林業の振興に係る施設に関すること。
- (32) 水産業の振興に関すること。
- (33) 水産加工の振興に関すること。
- (34) 水産物の流通改善に係る地元調整及び要望の取りまとめに関すること。
- (35) 水産関係団体に係る地元調整及び要望の取りまとめに関すること。
- (36) 渔港の維持管理に関すること。
- (37) 養殖業及び栽培漁業の推進に関すること。
- (38) 国土利用計画法等による届出に係る調整に関すること。
- (39) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出に係る調整に関すること。
- (40) 開発行為等の計画に係る事前相談及び地元調整に関すること。
- (41) 違反開発行為に係る情報等に関すること。
- (42) 都市計画法に基づく事前相談等に関すること。
- (43) 公園緑地に係る維持管理に関すること。
- (44) 公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (45) 公園緑地の占有に係る申請の受付等に関すること。
- (46) 緑化意識の普及に関すること。
- (47) 違反建築物に係る情報等に関すること。

- | | |
|---|---|
| (48) 建築基準法に係る道路等の調査に関すること。 | に |
| (49) 建築に係る事前相談等に関すること。 | |
| (50) モーテル類似旅館等の建築に係る事前相談等に関すること。 | |
| (51) 建築工事届の受付等に関すること。 | |
| (52) 建築物等に係る調査等に関すること。 | |
| (53) 道路、水路の占用許可の受付及び占用料の徴収に関すること。 | |
| (54) 幹線道路の整備に係る地元調整に関すること。 | |
| (55) 道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関すること。 | |
| (56) 市有建築物の維持修繕に関すること。 | |
| (57) 排水設備計画確認申請書等の受付に関すること。 | |
| (58) 水洗便所改造資金の融資あつせん及び助成等の申請書の受付に関すること。 | |
| (59) 下水道普及向上預金の審査、受付及び交付申請の受付に関すること。 | |
| (60) 公共下水道事業受益者負担金に係る申告書等の受付及び調査に関すること。 | |
| (61) 公共下水道事業受益者負担金の徴収に関すること。 | |
| (62) 下水道使用料に係る申告書等 | |

の受付及び調査に関すること。

- (63) 下水道使用料の徴収に関すること。
- (64) 下水道に係る加入金の徴収に関すること。
- (65) 私道への公共下水道設置に係る申請の受付に関すること。
- (66) 下水道建設工事に係る公共ます等の設置申請に関すること。
- (67) 下水管渠等に係る占用申請書の受付に関すること。
- (68) 既設汚水管への公共ます等の設置申請に関すること。
- (69) ポンプ施設及び附帯施設の維持管理に係る地元調整に関すること。
- (70) ポンプ施設及び附帯施設に係る占用申請書の受付に関すること。
- (71) 終末処理場の維持管理に係る地元調整に関すること。
- (72) 準用河川の維持管理に関すること。
- (73) 準用河川に係る占用又は採取の許可申請書の受付に関すること。
- (74) 準用河川と民有地との境界に関すること。
- (75) 調整池の維持管理に関すること。
- (76) 調整池に係る占用許可申請書の受付に関すること。

- (77) 砂防事業に係る調査、調整等に関すること。
- (78) 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関すること。
- (79) 地すべり防止区域内制限行為に係る調査、調整等に関すること。
- (80) 一般廃棄物処理業及び屎浄化槽清掃業の許可等に係る申請の受付に関すること。
- (81) 一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分の調査、指導等に関すること。
- (82) 不法投棄に関すること。
- (83) 廃棄物に係る環境パトロールに関すること。
- (84) 資源循環関係の補助に係る申請の受付に関すること。
- (85) ごみ一時集積所に関すること。
- (86) ごみの分別の指導に関すること。
- (87) ごみの収集作業の計画及び実施に関すること。
- (88) 犬、猫等の死骸処理に関すること。
- (89) 生活環境の美化の実施に関すること。
- (90) 住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助に関すること。
- (91) 共同汚水処理施設の管理及び運営に関すること。
- (92) 共同汚水処理施設に係る修繕工事の補助申請の受付に関する

こと。

- (93) 淨化槽の普及に関すること。
- (94) 自然環境に関すること。
- (95) 環境対策の計画、実施及び調整に係る調査に関すること。
- (96) 環境関係法令に基づく届出に関すること。
- (97) 環境保全協定に基づく調査及び指導等に関すること。
- (98) 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (99) 環境影響評価の縦覧等に関すること。
- (100) 墓地、納骨堂等に係る経営の許可等の受付及び市営墓地の維持管理に関すること。
- (101) そ族及び昆虫の駆除に関すること。
- (102) 狂犬病の予防に関すること。
- (103) 動物の愛護及び適正な飼養に関すること。

改め、同表市民福祉課の部福祉担当の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号から第57号までを1号ずつ繰り上げ、同表産業環境課の部を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

総合支所	課	担当	分掌事務
河芸総合支所	地域振興課	産業振興・環境担当	湛水ポンプ場施設の管理に関すること。
	市民福祉課	福祉担当	津市河芸ほほえみセンターに関すること。
芸濃総合支所	地域振興課	総務担当	津市芸濃保健福祉センターの管理に関すること。
			芸濃温泉スタンドに関するこ と。
			財産区に関すること。
			芸濃総合文化センターの管理に 関すること。
安濃総合支所	地域振興課	総務担当	津市サンヒルズ安濃の管理に すること。
			津市安濃交流館の管理に関する こと。
		産業振興・環境担当	市営墓地に関すること。
			津市安濃工業会館の管理に関する こと。
美里総合支所	地域振興課	総務担当	津市美里社会福祉センターの管 理に関すること。
			津市美里農業研修センターの管 理に関すること。
			津市美里文化センターの管理に 関すること。
香良洲総合支所	地域振興課	総務担当	津市サンデルタ香良洲の管理に 関すること。
		産業振興・環境担当	市営墓地に関すること。
	市民福祉課	市民担当	斎場に関すること。
一志総合支所	地域振興課	総務担当	津市ケーブルテレビ一志放送通

所			信センターの管理に関するこ と。
			津市とことめの里一志の管理に 関すること。
			財産区に関するこ と。
			一志スポーツ公園の使用に關す ること。
		産業振興・ 環境担当	市営墓地に関するこ と。
白山総合支 所	市民福祉課	福祉担当	児童館に関するこ と。
	地域振興課	総務担当	白山総合文化センターの管理に 関すること。
	市民福祉課	市民担当	自動車の臨時運行に関するこ と。
美杉総合支 所	地域振興課	福祉担当	津市白山保健福祉センターの管 理に関するこ と。
		総務担当	津市ケーブルテレビ美杉放送通 信センターの管理に関するこ と。
			津市美杉総合開発センターの管 理に関するこ と
			フットパーク美杉の使用に關す ること。
	産業振興・ 環境担当		小規模飲料水供給施設布設事業 に関するこ と。
		市民担当	自動車の臨時運行に関するこ と。
			火葬場に関するこ と。
	市民福祉課	福祉担当	津市美杉健康相談所の管理に關 すること。

別表第3を削る。

別表第4中「児童手当等」を「子ども手当等」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「別表第6及び別表第7」を「別表第5」に改め、「（室長）」を削り、「課等」を「課」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6久居総合支所の表総務課の項を次のように改める。

地域振興課	1 保存文書の管理に関すること。		○				
	2 公印管守の総括に関すること。		○				
	3 統計調査員の選定並びに調査区の設置及び変更に関すること。		○				
	4 出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。		○				
	5 広報活動の連絡調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	重要なもの	特に重要なもの	
	6 陳情、要望等の受付及び調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	重要なもの	重要なもの	
	7 運動施設及びスポーツ公園の使用許可に関すること。		○				
	8 市有財産の管理に関すること。				○		
	9 財産区に関すること。					○	

10 庁舎の管理に関すること。	○			
11 公用車両の管理及び安全運転の指導に関すること。	○			
12 車両の損害保険に関すること。	○			
13 集中管理車両の整備管理及び配車に関すること。	○			
14 防災行政無線等の管理運用に関すること。	○			
15 住宅に係る耐震診断及び耐震補強に関する事業に係る申請書の受付に関すること。	○			
16 自主防災組織活動の支援に関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
17 情報通信機器の使用に係る指導に関すること。	○			
18 情報通信基盤の整備に関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なもの	
19 電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関すること。	○			
20 地域活動の振興事	軽易	やや	重要	特に

	なも の	重要 なも の	なも の	重要 なも の
業に係る企画及び調整に関すること。				
21 地区地域審議会に係る庶務に関すること。			○	
22 過疎地域等に係る対策の推進及び調整に関すること。			○	
23 鳥獣飼養の登録票の交付に関すること。	○			
24 農林水産業等への被害防止のための鳥獣の捕獲の許可に関すること。	○			
25 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。	○			
26 下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関すること。	○			
27 公共下水道事業受益者負担金の収納に関すること。	○			
28 公共下水道事業受益者負担金の滞納金の徴収に関すること。	○			
29 公共下水道事業受益者負担金の納入通知書の再発行に関すること。	○			
30 公共下水道事業受			○	

	益者負担金の減免及び徴収猶予に関する こと。				
31	下水道使用料の取 納に関すること。		○		
32	下水道使用料の滯 納金の徴収に関する こと。		○		
33	下水道使用料の納 入通知書の再発行に に関すること。	○			
34	下水道使用料の減 免に関すること。		○		
35	加入金の収納に関 すること。		○		
36	加入金の滞納金の 徴収に関すること。		○		
37	加入金の納入通知 書の再発行に関する こと。	○			
38	既設汚水管への公 共ます等の設置の決 定等に関すること。		○		
39	準用河川と民有地 との境界査定等に関 すること。		○		
40	一般廃棄物（し尿） の収集、運搬及び処 分の調査、指導等に に関すること。		○		
41	不法投棄に係る調 査、指導等に関する こと。			○	

42 廃棄物に係る環境 パトロールの実施に 関すること。	○				
43 ごみ一時収集所補 助事業に関すること。	○				
44 ごみ等の収集及び 処分に関すること。	○				
45 清掃事業の計画、 実施及び調整に関する こと。	○	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
46 犬、猫等の死骸処 理に関すること。	○				
47 生活環境の保全に 係る啓発及び指導に 関すること。	○				
48 生活環境の美化に 関すること。	○				
49 共同汚水処理施設 の管理及び運営に関 すること。	○				
50 里地里山保全活動 に関すること。	○				
51 希少野生生物の保 護及び調査に関する こと。	○				
52 環境対策の計画、 実施及び調整に関する こと。	○	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
53 騒音規制法及び振 動規制法に基づく届 出の受理に関するこ	○				

	と。		
54	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく工場等に係る報告、検査及び勧告等に関すること。		○
55	三重県生活環境の保全に関する条例に基づく次に掲げる事務	○	
(1)	騒音及び振動に係る届出に関すること。	○	
(2)	屋外燃焼行為、騒音及び振動に係る指導に関すること。	○	
56	環境保全協定に基づく調査及び指導等に関すること。	○	
57	公害に係る紛争処理に関すること。	やや 重要なも の	重要 なも の
58	環境影響評価の実施に関すること。	○	
59	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可に関すること。	○	
60	火葬場への立入検査及び管理者からの報告の徴収に関すること。	○	

61 墓地、納骨堂又は火葬場に係る整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消しに関すること。				○
62 市営墓地の使用許可、使用料及び管理料に関すること。		○		
63 市営墓地の記録の整備及び維持管理料に関すること。		○		
64 そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。	○			
65 畜犬の登録に関すること。		○		
66 畜犬の登録に係る鑑札の交付に関すること。	○			
67 狂犬病の予防注射の実施に関すること。		○		
68 狂犬病に係る予防注射済票の交付に関すること。	○			
69 畜犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付に係る手数料の徴収に関すること。		○		
70 動物の愛護及び適正な飼養に係る啓発等の実施に関すること。			○	

別表第6久居総合支所の表福祉課の項中

「 1 福祉バスの運行及び管理に関すること。 ○ 」
 を削り、「2 児童手当」を「1 子ども手当」に、「3 児童福祉法」を
 「2 児童福祉法」に、「4 児童虐待」を「3 児童虐待」に、「5 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」を「4 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」に、「6 生活管理指導短期宿泊事業」を「5 生活管理指導短期宿泊事業」に、「7 配食サービス事業」を「6 配食サービス事業」に、「8 外出支援サービス事業」を「7 外出支援サービス事業」に、「9 軽度生活家事援助事業」を「8 軽度生活家事援助事業」に、「10 紙おむつ等給付事業」を「9 紙おむつ等給付事業」に、「11 訪問理美容サービス事業」を「10 訪問理美容サービス事業」に、「12 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」を「11 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」に、「13 高齢者生活福祉センター居住事業」を「12 高齢者生活福祉センター居住事業」に、「14 外国人高齢者福祉給付金支給事業」を「13 外国人高齢者福祉給付金支給事業」に、「15 老人福祉電話事業」を「14 老人福祉電話事業」に、「16 緊急通報装置事業」を「15 緊急通報装置事業」に、「17 老人日常生活用具給付等事業」を「16 老人日常生活用具給付等事業」に、「18 徘徊高齢者家族支援サービス事業」を「17 徘徊高齢者家族支援サービス事業」に、「19 生きがい活動支援通所事業」を「18 生きがい活動支援通所事業」に、「20 自立支援給付」を「19 自立支援給付」に、「21 自立支援給付」を「20 自立支援給付」に、「22 地域生活支援事業」を「21 地域生活支援事業」に、「23 地域生活支援事業」を「22 地域生活支援事業」に、「24 障害福祉サービス受給者証」を「23 障害福祉サービス受給者証」に、「25 障害福祉サービス事業」を「24 障害福祉サービス事業」に、「26 難病患者等日常生活用具給付事業」を「25 難病患者等日常生活用具給付事業」に改め、同表産業環境課の項及び建設維持課の項を削る。

別表第6河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表総務課の項を次のように改める。

地域振興課	1 保存文書の管理に 関すること。		○			
	2 公印管守の総括に					

	関すること。				
3	統計調査員の選定 並びに調査区の設置 及び変更に関するこ と。	○			
4	出張所の総括管理 及び連絡調整に関す ること。	○			
5	広報活動の連絡調 整に関するこ	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
6	陳情、要望等の受 付及び調整に関する こと。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
7	市有財産の管理に 関すること。			○	
8	財産区に関するこ と。			○	
9	庁舎の管理に関す ること。	○			
10	公用車両の管理及 び安全運転の指導に 関すること。	○			
11	車両の損害保険に 関すること。	○			
12	集中管理車両の整 備管理及び配車に関 すること。	○	○		
13	防災行政無線等の 管理運用に関するこ と。		○		

14 住宅に係る耐震診断及び耐震補強に関する事業に係る申請書の受付に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
15 自主防災組織活動の支援に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
16 情報通信機器の使用に係る指導に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
17 情報通信基盤の整備に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
18 電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
19 市民相談に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
20 消費者相談に関すること。	○	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの
21 計量器の各種検査等に係る支援に係る事務に関すること。	○			
22 交通災害共済に係る受付事務に関すること。	○			

23 交通安全の相談に 関すること。	○	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の
24 國際化への対応に 関すること。				特に 重要 なも の
25 國際交流に関する こと。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	特に 重要 なも の
26 地域活動の振興事 業に係る企画及び調 整に関すること。		軽易 なも の	やや 重要 なも の	特に 重要 なも の
27 地区地域審議会に 係る庶務に関するこ と。				○
28 過疎地域等に係る 対策の推進及び調整 に関すること。				○
29 鳥獣飼養の登録票 の交付に関すること。	○			
30 農林水産業等への 被害防止のための鳥 獣の捕獲の許可に関 すること。	○			
31 家畜及び家きんの 防疫及び衛生に関す ること。	○			
32 公園の使用の許可 及びその取消しに関 すること。	○			
33 公園に係る使用料	○			

	の納入通知書の発行 に関すること。				
34	公園に係る使用料 の減免に関すること。		○		
35	下水道普及向上預 金に係る利用者カ一 ドの発行に関するこ と。		○		
36	公共下水道事業受 益者負担金の収納に に関すること。		○		
37	公共下水道事業受 益者負担金の滞納金 の徴収に関すること。		○		
38	公共下水道事業受 益者負担金の納入通 知書の再発行に関す ること。	○			
39	公共下水道事業受 益者負担金の減免及 び徴収猶予に関する こと。		○		
40	下水道使用料の収 納に関すること。		○		
41	下水道使用料の滞 納金の徴収に関する こと。		○		
42	下水道使用料の納 入通知書の再発行に に関すること。	○			
43	下水道使用料の減 免に関すること。		○		
44	加入金の収納に関 すること。		○		

	すること。				
45	加入金の滞納金の 徴収に関すること。	○			
46	加入金の納入通知 書の再発行に関する こと。	○	○		
47	既設污水管への公 共ます等の設置の決 定等に関すること。	○	○		
48	準用河川と民有地 との境界査定等に関 すること。	○	○		
49	一般廃棄物（し尿） の収集、運搬及び処 分の調査、指導等に 関すること。	○	○		
50	不法投棄に係る調 査、指導等に関する こと。			○	
51	廃棄物に係る環境 パトロールの実施に 関すること。	○	○		
52	ごみ一時収集所補 助事業に関すること。	○	○		
53	ごみ等の収集及び 処分に関すること。	○			
54	清掃事業の計画、 実施及び調整に関す ること。	○	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の
55	犬、猫等の死骸処 理に関すること。	○	○		
56	生活環境の保全に				

	係る啓発及び指導に 関すること。				
57	生活環境の美化に 関すること。	○			
58	共同汚水処理施設 の管理及び運営に関 すること。	○			
59	里地里山保全活動 に関すること。	○			
60	希少野生生物の保 護及び調査に関する こと。	○			
61	環境対策の計画、 実施及び調整に関す ること。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重 要 なも の	特 に 重 要 なも の
62	騒音規制法及び振 動規制法に基づく届 出の受理に関するこ と。	○			
63	騒音規制法、振動 規制法及び悪臭防止 法に基づく工場等に 係る報告、検査及び 勧告等に関すること。			○	
64	三重県生活環境の 保全に関する条例に 基づく次に掲げる事 務 (1) 騒音及び振動に 係る届出に関する こと。 (2) 屋外燃焼行為、	○			○

	騒音及び振動に係る指導に関すること。			
65	環境保全協定に基づく調査及び指導等に関すること。		○	
66	公害に係る紛争処理に関すること。	やや 重要 なも の	重要 なも の	
67	環境影響評価の実施に関すること。		○	
68	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可に関すること。		○	
69	火葬場への立入検査及び管理者からの報告の徴収に関すること。		○	
70	墓地、納骨堂又は火葬場に係る整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消しに関すること。		○	
71	市営墓地の使用許可、使用料及び管理料に関すること。	○		
72	市営墓地の記録の整備及び維持管理料に関すること。	○		
73	そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。	○		
74	畜犬の登録に関すること。	○		

75 畜犬の登録に係る鑑札の交付に関すること。	○			
76 狂犬病の予防注射の実施に関すること。		○		
77 狂犬病に係る予防注射済票の交付に関すること。	○			
78 畜犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付に係る手数料の徴収に関すること。		○		
79 動物の愛護及び適正な飼養に係る啓発等の実施に関するこ と。		○		
80 男女共同参画の推進に関するこ と。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重 要 なも の	特 に 重 要 なも の
81 同和問題に係る調整に関するこ と。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重 要 なも の	特 に 重 要 なも の
82 福祉資金に関するこ と。	○			
83 次に掲げる施設の使用許可に関するこ と。 ア 運動施設 イ 芸濃総合文化センター		○		

ウ 美里文化セン ター						
エ 白山総合文化 センター内しら さぎホール						

別表第6 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の

項目中

「10 福祉バスの運行及
び管理に関すること。」を削り、「11 児童手当」を「10 子ども手当」に、「12 児童福祉法」を「11 児童福祉法」に、「13 児童虐待」を「12 児童虐待」に、「14 はり・
きゅう・マッサージ施術費助成事業」を「13 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」に、「15 生活管理指導短期宿泊事業」を「14 生活管理指導短
期宿泊事業」に、「16 配食サービス事業」を「15 配食サービス事業」に、「17 外出支援サービス事業」を「16 外出支援サービス事業」に、「18 軽度生活家事援助事業」を「17 軽度生活家事援助事業」に、「19 紙おむつ等
給付事業」を「18 紙おむつ等給付事業」に、「20 訪問理美容サービス事業」
を「19 訪問理美容サービス事業」に、「21 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事
業」を「20 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」に、「22 高齢者生活支援事
業」を「21 高齢者生活支援事業」に、「23 高齢者生活福祉センター居住事
業」を「22 高齢者生活福祉センター居住事業」に、「24 外国人高齢者福祉
給付金支給事業」を「23 外国人高齢者福祉給付金支給事業」に、「25 老人
福祉電話事業」を「24 老人福祉電話事業」に、「26 緊急通報装置事業」を
「25 緊急通報装置事業」に、「27 老人日常生活用具給付等事業」を「26
老人日常生活用具給付等事業」に、「28 徘徊高齢者家族支援サービス事業」
を「27 徘徊高齢者家族支援サービス事業」に、「29 生きがい活動支援通所
事業」を「28 生きがい活動支援通所事業」に、「30 自立支援給付」を「29
自立支援給付」に、「31 自立支援給付」を「30 自立支援給付」に、「32
地域生活支援事業」を「31 地域生活支援事業」に、「33 地域生活支援事
業」を「32 地域生活支援事業」に、「34 障害福祉サービス受給者証」を
「33 障害福祉サービス受給者証」に、「35 障害福祉サービス事業」を「34
障害福祉サービス事業」に、「36 難病患者等日常生活用具給付事業」を

「35 難病患者等日常生活用具給付事業」に、「37 介護保険被保険者証」を「36 介護保険被保険者証」に、「38 介護保険被保険者証」を「37 介護保険被保険者証」に、「39 介護保険資格者証」を「38 介護保険資格者証」に、「40 介護保険第1号被保険者」を「39 介護保険第1号被保険者」に、「41 介護保険第1号保険料」を「40 介護保険第1号保険料」に、「42 介護保険第1号保険料」を「41 介護保険第1号保険料」に、「43 介護保険第1号保険料」を「42 介護保険第1号保険料」に、「44 国民健康保険被保険者」を「43 国民健康保険被保険者」に、「45 国民健康保険被保険者証」を「44 国民健康保険被保険者証」に、「46 国民健康保険料」を「45 国民健康保険料」に、「47 国民健康保険料」を「46 国民健康保険料」に、「48 国民健康保険料」を「47 国民健康保険料」に、「49 国民健康保険料」を「48 国民健康保険料」に、「50 国民健康保険料」を「49 国民健康保険料」に、「51 福祉医療費」を「50 福祉医療費」に、「52 福祉医療費」を「51 福祉医療費」に、「53 後期高齢者医療」を「52 後期高齢者医療」に、「54 後期高齢者医療被保険者証」を「53 後期高齢者医療被保険者証」に改め、同表産業環境課の項を削る。

別表第6を別表第5とし、別表第7を削り、別表第8を別表第6とする。

別表第9担当参事の項中「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、「及び別表第7専決事項」及び「、室長」を削り、同表担当副参事の項中「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同表第4条第4項第3号に規定する担当主幹の項中「第4条第4項第3号」を「第4条第3項第3号」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、「及び別表第7専決事項」を削り、同表第4条第4項第4号に規定する担当副主幹の項中「第4条第4項第4号」を「第4条第3項第4号」に、「別表第8」を「別表第6」に改め、同表を別表第7とし、別表第10を別表第8とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前において、次の表の左欄に掲げる総合支所、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この訓令の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる総合支所、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

久居総合 支所	総務課	総務担当	久居総合 支所	地域振興 課	総務担当
"	"	財産管理担 当	"	"	財産管理担 当
"	"	防災危機管 理担当	"	"	危機管理担 当
"	地域振興 室	地域振興担 当	"	"	地域振興担 当
"	産業環境 課	産業振興担 当	"	"	産業振興担 当
"	"	廃棄物担当	"	"	環境担当
"	"	環境保全担 当	"	"	環境担当
河芸総合 支所、芸 濃総合支 所、美里 総合支所、 安濃総合 支所、香 良洲総合 支所、一 志総合支 所、白山 総合支所 及び美杉 総合支所	総務課	総務担当	河芸総合 支所、芸 濃総合支 所、美里 総合支所、 安濃総合 支所、香 良洲総合 支所、一 志総合支 所、白山 総合支所 及び美杉 総合支所	地域振興 課	総務担当
"	"	市民生活担 当	"	"	総務担当
	"	人権啓発担 当	"	"	人権啓発担 当
"	地域振興	地域振興担	"	"	地域振興担

	室	当			當	
〃	産業環境 課	産業・環境 担当	〃	〃	産業振興・ 環境担当	〃
〃	〃	維持担当	〃	〃	〃	〃

津市訓令第11号

府中一般

出先機関

津市職員に対する平成22年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市職員に対する平成22年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 津市職員に対する平成22年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成22年政令第75号）及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(認定及び支給事務の総括)

第2条 人事課長は、子ども手当の認定及び支給に関する事務を総括するものとする。

(子ども手当支給状況報告書の提出)

第3条 教育委員会事務局教育総務課長及び水道局水道総務課長は、法第7条第4項に規定する支払期月の翌月の15日までに、前支払期月の翌月からその支払期月までの間における子ども手当の支給の状況についての報告書を人事課長に提出しなければならない。

(支払日)

第4条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の7日とする。ただし、都合により支払日を変更することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。